

◆業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和８年４月～６月契約分）

※年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
1	地域防災無線保守点検業務	N E C 静岡ビジネス株式会社	R8. 4. 1	11, 869, 000	当該無線装置は、日本電気株式会社が本市専用開発し一括整備したものであり、現在は、当該設備の技術部門を移管された当該業者が保守点検や修繕を行っているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 (電話：053-457-2537)
2	防災行政無線及びJ-ALERT保守点検業務	N E C 静岡ビジネス株式会社	R8. 4. 1	21, 340, 000	当該無線装置は、日本電気株式会社が本市専用開発し一括整備したものであり、現在は、当該設備の技術部門を移管された当該業者が保守点検や修繕を行っているため。 また、当該システムの整備技術を有しているのは同社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 (電話：053-457-2537)
3	令和8年度浜松市若年層向け動画発信業務	株式会社フーラ・クリエイティブ・ジャパン	R8. 6. 15	4, 375, 800	価格競争による選定はなじまないことから広く公募によるプロポーザルを行い、最も優れた業者と契約することが最善と判断したため。 【順位点】 1位：株式会社フーラ・クリエイティブ・ジャパン (25.5点) 2位：B社 (23.5点) 3位：C社 (23点)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市長公室広聴広報課 (電話：053-457-2021)
4	令和8年度TikTok広報動画制作等業務	株式会社週休3日	R8. 6. 19	6, 369, 000	価格競争による選定はなじまないことから広く公募によるプロポーザルを行い、最も優れた業者と契約することが最善と判断したため。 【順位点】 1位：株式会社週休3日 (27.5点) 2位：B社 (22.5点) 3位：C社 (22点)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市長公室広聴広報課 (電話：053-457-2021)
5	浜松市勤務時間管理システム更新・運用保守業務委託	エコー電子工業株式会社	R8. 4. 1	5, 219, 500	勤務時間管理システム「TIME CREATOR」は独自の著作物（プログラム等）であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2081)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
6	包括外部監査	松島 達也	R8. 4. 1	14, 616, 000	包括外部監査は、特定の資格を有する者と契約する必要があり、効果的な監査を行うため、地方自治体監査を行うにふさわしい特定の者をその者の能力、識見等を熟知している関係団体から推薦を受ける方法により選任し、当該契約を締結することが適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部政策法務課 (電話：053-457-2798)
7	令和8年度浜松市職員のストレスチェック制度及び研修等業務	株式会社フジEAPセンター	R8. 4. 1	11, 049, 500	ストレスチェック結果の経年変化の把握とストレスチェックの分析を踏まえた研修を行い、集団分析をはじめとするメンタルヘルスに関し、専門的知識と実績に基づくノウハウの提供や助言ができる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部職員厚生課 (電話：053-457-2386)
8	浜松市小学生SDGsアイデアコンテスト等実施業務	株式会社ヘッドライン	R8. 4. 24	4, 559, 000	世界の子ども達が集まり、平和で豊かな世界についてみんなで表現し合い、語り合う「国連を支える世界こども未来会議」の主催はBEYOND 2020 NEXT FORUMであり、その幹事会社が当該業者である。本市の代表を「国連を支える世界こども未来会議」に参加させ、子どもたちのアイデアをミニチュアにして展示する等の調整ができるのは同社以外に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 (電話：053-457-2241)
9	令和8年度浜松市多文化共生センター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R8. 4. 1	45, 573, 000	当業務は、多文化共生を推進する拠点として、自治体国際化協会が認定した多文化共生マネージャーや、外国人コミュニティに精通し対応が可能な専門知識と実務経験を持つスタッフを常勤で配置することが必要となる。多文化共生マネージャーかつバイリンガルである職員などの専門人材を有し年間を通じて常勤配備することができるのは、当該団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
10	令和8年度浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R8. 4. 1	38, 907, 000	当業務は、外国人市民に多言語生活相談や情報提供を行う施設として、年間を通じて6言語のバイリンガル相談者を各言語1人以上、日本語とポルトガル語のバイリンガル人材を1人以上配置するとともに、ソーシャルワークに精通した人材、出入国在留管理や法務等の専門機関との連携を図るコーディネーターの配備が必要となる。多言語に対応する相談員等を配備し、外国人市民からの相談に年間を通じて対応できる人材とノウハウを有するのは、当該団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
11	令和8年度浜松市外国人学習支援センター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R8. 4. 1	30, 250, 000	当センター業務は、生活者としての定住外国人等を対象に、総合的な学習支援施策を講ずるとともに、地域における学習支援体制の充実を図るものであり、外国人の日本語教育・指導のための専門知識や経験及び多文化理解に関する幅広い知見と人的ネットワークが必要であるとともに、日本語教師等の有資格者、文化庁地域日本語教育コーディネーター等の専門知識を有する日本語学習支援者による遂行が不可欠である。 当該要件を満たし、日本語学習等支援者養成講座等、複数の講座を総合的に実施できるのは、当該団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
12	令和8年度浜松市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R8. 4. 1	74, 459, 000	当業務は、地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進するものであり、実施にあたっては、日本語教師の資格を有し、文化庁地域日本語教育コーディネーター研修を修了した総括コーディネーターを常勤で配置することが必要である。 日本語教育に精通した総括コーディネーターを有し年間を通じて常勤配備できるのは、当該団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
13	令和8年度外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業（浜松市外国人の子供の就学促進業務）	公益財団法人浜松国際交流協会	R8. 4. 1	45, 111, 000	当業務には、支援の対象となる就学相当年齢の外国人の子供の多くがブラジル国籍であることから、日本語とポルトガル語のバイリンガルを常時配置する必要がある。加えて、精神面に課題を抱える子供のカウンセリングの実施可能な資格を有する人材が必要である。 当該団体は、バイリンガルによる就学支援の実務経験者と、ブラジル国内で心理士資格を有するブラジル人心理士を常勤で有している。これらの専門性を活かして、派遣カウンセラーへの助言や、浜松市に多く居住するブラジル国籍の子どもの不就学問題に対応である。不就学等就学に課題を抱える家庭への訪問調査、就学支援教室の開催、カウンセラー派遣等の本業務に必要な内容を全て包括して実施可能な唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
14	令和8年度浜松市外国人材活躍宣言事業所認定業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R8. 4. 1	2, 541, 000	本事業は、本市に多数居住する外国人材の活躍推進に積極的に取り組んでいる事業所の認定を行うとともに、その取組や事業所名を公表することにより、外国人材の確保・定着・活躍促進並びに就労環境の向上を図るものである。 事業所の募集・審査、事業所への訪問調査、認定事業所への多文化共生分野の助言・サポート実施、認定事業所に対するオンライン日本語教育プログラムの提供、応募を検討する事業所への外国人材雇用等のアドバイザー派遣など、本事業実施に必要な各種業務を行う。 業務の実施に当たっては、多文化共生に係る専門知識や経験のほか、外国人雇用に係る現状や課題への精通、地域の外国人雇用関係機関等とのネットワークが必要となり、当該団体は実施可能な唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 （電話：053-457-2359）
15	令和8年度Hamamatsu ORI-Project運営支援事業 業務委託	一般社団法人コード・フォー・ジャパン	R8. 5. 1	4, 124, 120	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：一般社団法人コード・フォー・ジャパン（359点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部デジタル・スマートシティ推進課 （電話：053-457-2454）
16	令和8年度浜松市デジタル変革人材育成研修業務	一般社団法人コード・フォー・ジャパン	R8. 6. 5	7, 162, 147	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：一般社団法人コード・フォー・ジャパン（344点） 2位：B社（340点） 3位：C社（306点） 4位：D社（264点） 5位：E社（238点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部デジタル・スマートシティ推進課 （電話：053-457-2454）
17	令和8年度モビリティサービス推進コンソーシアムサービス創出支援業務	株式会社Relic	R8. 6. 12	3, 849, 010	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社Relic（347点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部デジタル・スマートシティ推進課 （電話：053-457-2454）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
18	令和8年度BPR研修、業務改革個別相談及び実践研修支援業務	一般社団法人シビックテック・ラボ	R8. 6. 1	2, 377, 496	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：一般社団法人シビックテック・ラボ（731点）※ 2位：B社（731点）※ 3位：C社（642点） ※個別評価得点（同点のため下記により決定） 1位：一般社団法人シビックテック・ラボ（579点） 2位：B社（573点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部デジタル・スマートシティ推進課 （電話：053-457-2454）
19	令和8年度行政情報系ネットワーク運用業務	日本電気株式会社 浜松支店	R8. 4. 1	19, 403, 560	現在の行政情報系ネットワーク構築は、平成29年度に当該業者が行ったものであり、同社が著作権を所有するソフトウェア等を使用しており、他の事業者では運用保守ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 （電話：053-457-2723）
20	令和8年度業務端末システム運用保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R8. 4. 1	3, 168, 000	現在のオンライン業務端末システム用サーバは令和3年度に当該業者が構築を行い、同社が著作権を所有するソフトウェア等を使用しており、他の事業者では運用保守ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 （電話：053-457-2723）
21	令和8年度浜松市二要素認証システム運用保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R8. 4. 1	9, 553, 500	二要素認証システムは、浜松市のネットワークおよび端末環境に合わせた調整等が必須となるセキュリティシステムであり、著作権の関係によりソフトウェアの調整は他の事業者では実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 （電話：053-457-2723）
22	令和8年度ネットワーク連携システム運用業務	エフサステクノロジー株式会社	R8. 4. 1	3, 630, 000	本システムは当該業者が著作権を持つソフトウェアで設定しており、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 （電話：053-457-2723）
23	令和8年度パソコン監視・遠隔制御システム等運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R8. 4. 1	4, 092, 000	パソコン監視・遠隔制御システムの構築は当該業者が行ったものであり、同社の著作物（プログラム）等を含んでいる。システム保守業務を行うためには、内部構造を熟知し、運用全体を把握するした構築業務委託業者以外に運用保守ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 （電話：053-457-2723）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
24	令和8年度地域情報系ネットワーク運用保守業務	西日本電信電話株式会社浜松支店	R8. 4. 1	11, 972, 400	現在の浜松市の地域情報系ネットワーク構築は、当該業者が行ったものであり、独自にカスタマイズした著作物（プログラム等）を含んでいることから他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課（電話：053-457-2723）
25	令和8年度地図情報システム（GIS）運用保守業務	株式会社インフォマティクス	R8. 4. 1	9, 033, 200	本システムは、当該業者が著作権を持つソフトウェアで使用しており、メンテナンス作業やシステム設定等は他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課（電話：053-457-2723）
26	令和8年度地域情報系ネットワーク設定業務及び無線LAN環境構築保守業務	西日本電信電話株式会社浜松支店	R8. 4. 1	3, 612, 400	地域情報系ネットワークの設定変更を実施するため、現在、地域情報系ネットワークの運用保守を行っている事業者以外に実施することはできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課（電話：053-457-2723）
27	令和8年度行政情報系ネットワーク機器設定等業務	日本電気株式会社 浜松支店	R8. 4. 1	21, 692, 000	現行の行政情報系ネットワーク及び次期行政情報系ネットワークの構築は、当該業者が行っている。現行ネットワークにおいて同社が著作権を所有するソフトウェア等を使用していることや次期行政情報系ネットワークに付帯する機器の設定は、他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課（電話：053-457-2723）
28	令和8年度 浜松市書かないワンストップ窓口システム運用保守業務	株式会社北見コンピューター・ビジネス	R8. 4. 1	21, 520, 400	書かないワンストップ窓口システムは、当該業者のパッケージ製品であり、著作権を有する同社が提供を行っているため、保守業務は当該業者しか実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課（電話：053-457-2724）
29	令和8年度グループウェアシステム運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R8. 4. 1	27, 273, 400	本調達の対象システムは令和3年度にプロポーザル方式で実施した「浜松市グループウェアシステム準備・提供業務」で選定され、令和9年9月30日までを利用期間として契約している。当該業務の中で「コア（職員総合システム）」や「共通基盤システム」とのデータ連携を実現するために構築された「職員情報等連携管理システム」は当該業者が提案・開発したツールであり、同社がその著作権を保有していることから、本業務を履行できる事業者は同社のみとなるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課（電話053-457-2724）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
30	本庁舎電話交換システム現状分析業務	N T T 西日本株式会社 静岡支店	R8. 4. 1	3, 300, 000	本業務は現行電話交換システムの分析であり、現行賃貸借契約事業者以外では業務を遂行することが不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント推進課 (電話：053-457-2278)
31	浜松市庁舎非常用発電機保守点検業務	ヤンマーエネルギーシステム株式会社 名古屋支店	R8. 4. 1	6, 600, 000	本設備の設計製作をし、メーカー独自の点検ノウハウを持ち、故障原因の解析ができる唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント推進課 (電話：053-457-2278)
32	令和8年度 浜松市建設総合情報システム保守管理業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R8. 4. 1	14, 729, 000	浜松市建設総合情報システムは当該会社が開発したもので、システム構成の多くがベンダー固有の特殊仕様であり、本業務を履行できる唯一の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部技術監理課 (電話：053-457-2813)
33	令和8年度浜松納税意識啓発業務	浜松納税意識啓発市民会議	R8. 4. 1	2, 500, 000	本事業は税の専門性を踏まえつつ、オール浜松で市民自身による納税意識の機運醸成を図ることを目指すものであり、これに合致するのは市内の税関連団体・商工関係団体・報道機関等からなる当該団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部税務総務課 (電話：053-457-2141)
34	令和8年度 浜松市Web口座振替受付サービス業務委託	ヤマトシステム開発株式会社 営業本部 金融・公共システム営業部	R8. 4. 1	3, 117, 400	Webサイトの改修や金融機関承認後のデータ提供等は、当該権利を有する業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部税務総務課 (電話：053-457-2261) 対象課 税務総務課、国保年金課、介護保険課、学校・地域連携課
35	固定資産税評価地理情報システム保守運用業務	株式会社フジヤマ	R8. 4. 1	8, 470, 000	浜松市固定資産税評価地理情報システムは開発業者である当該業者に著作権があり、同社でなければシステムの保守運用作業を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話：053-457-2629)
36	登記課税連携システム保守運用業務	株式会社ダイショウ	R8. 4. 1	9, 306, 000	浜松市登記課税連携システムは開発業者である当該業者に著作権があり、同社でなければシステムの保守運用作業を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話：053-457-2629)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
37	償却資産業務支援システム保守運用支援業務	日本電気株式会社 浜松支店	R8. 4. 1	2, 991, 120	本市で稼働しているCOKAS-i 固定資産税システムの償却資産情報管理のサブシステムとして、職員がMicrosoft Accessで作成したシステムを利用している。 当該システムはCOKAS-i の効率的な安定稼働を目的としており、その保守運用は当該業者でなければ行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話：053-457-2156)
38	令和8年度浜松市滞納整理業務BIツール環境運用支援及び保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R8. 4. 1	2, 200, 000	BIツールは滞納整理方針決定の支援、滞納処分の平準化を図るための補助的ツールであるが、現在使用している分析テンプレートは、職員の滞納整理のノウハウを平成30年に当該業者によって可視化し、その後に更新を続けているものであり、同社が著作権を所有しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部収納対策課 (電話：053-457-2268)
39	令和8年度天竜区役所ほか4施設受付交付呼出番号表示システム保守業務	グローリー株式会社	R8. 4. 1	2, 233, 770	保守対象システムは当該業者の製品であり、著作権等の排他的権利を有する同社以外では保守業務委託ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 (電話：053-457-2834)
40	振り仮名一括職権記載対応に係る戸籍システム運用支援サービス業務	日本電気株式会社 浜松支店	R8. 4. 17	3, 124, 000	本市が使用しているパッケージソフトの著作権は当該業者が有しており、システムの運用支援は同社しか行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 (電話：053-457-2834)
41	令和8年度行政連絡調整業務	浜松市自治会連合会	R8. 4. 1	3, 100, 000	当該団体は、市内の全単位自治会を統括しており、市が依頼する行政連絡文書配布等の業務を円滑に実施させることができる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2094)
42	令和8年度浜松山里いきいき応援隊マネジメント業務	天竜デザイン事務所	R8. 4. 1	2, 100, 000	業務実施にあたっては、以下の要件を備えていることが必要である。 ・浜松山里いきいき応援隊の活動内容に精通していること。 ・市内中山間地域の実情に精通していること。 ・市内中山間地域の地域団体等に精通していること。 ・事業プランニング支援などの実績があること。 これらの要件を全て満たし、本事業を実施できる事業者は当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部中山間地域振興課 (電話：053-922-0200)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
43	アクトシティ浜松文化芸術振興業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	R8. 4. 1	51, 292, 000	アクトシティ浜松の指定管理者として培ったこれまでの実績、経験を生かし、本市の施策を高い水準で実現するノウハウを有するとともに、著名な音楽家や演奏者及び市民団体等との信頼に基づく人的ネットワークを構築している団体は、当該財団においてほかにないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話053-457-2417)
44	令和8年度 アクトシティ浜松施設整備事業支援業務	株式会社アクトシティマネジメント	R8. 4. 1	16, 500, 000	当該業者は、アクトシティ全体を運営管理するために官民共同で設立された会社である。オープン当初から設備機器の日常管理や保守点検、警備等の業務に関わっているため、設備機器等に関して熟知しており改修事業を支援できる会社体制が備わっている。また、民間施設所有者と調整を行う能力を有し、且つ、テナント入居者、施設利用者等への影響を把握している唯一の事業者である。以上の理由により、本業務を遂行できる者は同社においてほかにないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話053-457-2417)
45	令和8年度 浜松版アーツカウンシル運営業務委託	公益財団法人浜松市文化振興財団	R8. 4. 1	29, 931, 998	本業務は、本市の文化芸術の発展に寄与する「浜松版アーツカウンシル」を設置し、運営する業務である。業務遂行にあたり、①市内の文化芸術活動の現状を把握できる事業者であること。②文化芸術事業に関し豊富な経験、専門知識やノウハウ、ネットワークを持っていること。③長期間にわたり公益的事業を継続実施できる組織であることが求められる。こうした要件を満たすことができる事業者として、当該財団においてほかにないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話053-457-2301)
46	令和8年度ジュニアオーケストラ浜松育成事業運営業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	R8. 4. 1	16, 388, 000	ジュニアオーケストラ浜松の団員は、小学3年生から高校3年生まで、最長9年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要である。また、音楽指導者や舞台関係者と調整し演奏会等の企画立案するなど、音楽の専門知識も欠かすことができない。当該財団は、多数の音楽文化事業の開催実績を有するとともに、教育職員免許状所持者を配置するなど、教育的配慮に基づき、団員や保護者との間に深い信頼関係を築いている。本事業の遂行には、他都市や他団体との調整や、文化芸術の振興発展など、総合的な能力が必要となる。このことから、本事業を遂行できる当該財団においてほかにないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話053-457-2417)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
47	令和8年度ジュニアクワイア 浜松育成事業運営業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	R8. 4. 1	10,970,000	ジュニアクワイア浜松の団員は、小学2年生から高校3年生まで、最長10年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要である。また、音楽指導者や舞台関係者と調整し演奏会等の企画立案するなど、音楽の専門知識も欠かすことができない。 当該財団は、多数の音楽文化事業の開催実績を有するとともに、教育職員免許状所持者を配置するなど、教育的配慮に基づき、団員や保護者との間に深い信頼関係を築いている。本事業の遂行には、他都市や他団体との調整や、文化芸術の振興発展など、総合的な能力が必要となる。このことから、本事業を遂行できる団体は当該財団をおいてほかにはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話053-457-2417)
48	令和8年度まちなかコンサート 開催事業運営業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	R8. 4. 1	16,136,000	当該財団は、浜松市吹奏楽連盟、浜松市合唱連盟、浜松ジャズ協会等と連携して様々な音楽文化事業に取り組み、中でも、浜松吹奏楽大会や市民文化フェスティバル、アクトシティ音楽院事業等により、各連盟及び学校関係者等との厚い信頼関係を築いてきている。 本事業を実施する上で、街頭におけるコンサート開催のノウハウを有するとともに、各連盟と連携して合計100団体以上の音楽団体と出演調整を円滑に行うことが必須となっており、この業務を円滑に遂行できる団体は当該財団をおいてほかにはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話053-457-2417)
49	令和8年度浜松市アクトシティ音楽院事業運営業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	R8. 4. 1	35,776,000	浜松市は平成10年に浜松市アクトシティ音楽院を開設し、「浜松市アクトシティ音楽院に関する規則」に基づき、市民の音楽文化に関する学習機会の場の提供と音楽分野で活躍する人材の育成を図るため、音楽文化事業を展開している。 当該財団は、アクトシティ浜松の管理者として施設の開館当初から様々な音楽文化事業を担うとともに、浜松市アクトシティ音楽院の事務局としても優れた成果を上げており、その積み重ねから、地域や学校・音楽関係者等との信頼関係に基づく綿密なネットワークを有している。このことから、本事業を遂行できる団体は、当該財団をおいてほかにはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話053-457-2417)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
50	令和8年度HAMAMATSU JUNIOR CHORUS FESTIVAL開催事業運営業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	R8. 4. 1	4,309,000	当該財団は、アクトシティ浜松の管理者として施設の開館当初から様々な音楽文化事業を担うとともに、アクトシティ音楽院事業等により市内児童合唱団体、浜松市合唱連盟及び学校関係者等との厚い信頼関係を築いている。また、ジュニアクワイア浜松の事務局として音楽文化人材の育成に優れた実績を上げるとともに、舞台制作、他都市や他団体との調整、文化芸術の振興発展など総合的な能力を有する。 本事業を実施する上では、コンサート及びこども主体の交流会開催のノウハウを有するとともに、市内外の児童合唱団体、浜松市合唱連盟と連携して調整及び当日の企画運営を円滑に行うことが必須となっており、この業務を遂行できる団体は、当該財団においてほかにないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話053-457-2417)
51	オリンピック・パラリンピックレガシー交流支援業務	石川 エツオ	R8. 4. 1	2,500,000	①当該者は、ブラジルホストタウンアドバイザーとして、オリンピック、パラリンピック及びデフリンピックにおける選手団の事前合宿受け入れに関するブラジル側との交渉や調整に携わった実績があり、COB等と密接な関係にあること。 ②ブラジルでの幅広い人脈を生かした現地での情報収集能力、調整交渉能力、相手国との信頼関係等を有していること。 以上2点から、本業務に適した人材は当該者以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
52	令和8年度浜松市地域スポーツ活性化総合支援業務	公益財団法人浜松市スポーツ協会	R8. 4. 1	21,933,000	本事業は、スポーツ関連業務における専門性及び継続性を有し、市内の競技団体及び関係団体と行政との連携を担う地域スポーツ振興の基盤となり、本市のスポーツ施策を下支えする団体に委託するものである。 当該団体は、本市における健康・体力づくりを推進し、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与することを目的としている団体である。さらに、スポーツ団体における競技力の育成強化や各種競技大会及びスポーツ教室の開催に関することを業務としている。 以上の理由により、本業務を確実かつ効率的に遂行できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
53	施設予約システム・リモート開錠システム（令和5年度追加分）保守運用及び回線保守業務	NTTビジネスソリューションズ株式会社	R8. 4. 1	6,384,400	本業務は、令和5年11月に追加調達したキーボックスの令和8年度の保守運用及び追加調達分以外も含めたルーター交換等の回線保守の調達を行うものである。 追加調達分以外と一体的に運用を行う必要があり、当該業者は、初回導入時の施設予約システム及びキーボックスの保守運用業務を受託しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
54	令和8年度浜松市地域スポーツ振興業務	公益財団法人浜松市スポーツ協会	R8. 4. 1	19, 068, 000	本事業は、地域団体の活動への支援により地域スポーツの振興を図ることを目的とし、各地域の体育振興会と連携して体育大会や各種スポーツイベントを実施する。 当協会は、本市における健康体力づくりを推進し、スポーツの普及・向上を図り健康で明るい市民の育成に寄与することを事業目的としており、本事業の目的と合致している。また、各体育振興会を統括している唯一の団体であることから、本事業を効果的に展開・実施できるのは、当該協会であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
55	令和8年度全国障害者スポーツ大会浜松市選手団派遣及び選手選考業務	公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会	R8. 4. 1	20, 295, 000	当協会は、障害者スポーツの振興を事業目的として県内の障害者スポーツの普及育成活動を推進しており、障害の特性に関する理解と経験があるため様々な点に配慮して選手を派遣することが可能である。また、静岡県下統一基準による選手の選考委員会を担い、静岡県合同チームとして本市のほか静岡県選手団、静岡市選手団の派遣をとりまとめており、本事業を効果的に展開・実施できる団体は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
56	古橋廣之進記念浜松市総合水泳場運営維持管理事業監視支援業務	株式会社日本経済研究所	R8. 6. 5	29, 249, 000	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社日本経済研究所（433点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
57	はままつビーチ・マリンスポーツ体験イベント開催業務	株式会社中日アド企画 東海支社	R8. 6. 5	4, 000, 000	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社中日アド企画東海支社（356点） 2位：B社（316点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
58	令和8年度 市民団体と学校の連携による次世代への無形民俗文化財継承支援業務	浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会	R8. 4. 1	2, 200, 000	当該団体は、教育委員会及びNPO法人等と連携した講座、体験授業の実績があり、事業目的の達成に大きな効果が期待できる。また、市内の学校・団体等との継続的な継承活動の実績を持つ保存会が加盟しており、無形民俗文化財の実情を十分に把握していることから、目的とする児童・生徒・学生等への学習・体験の場を確実に設定できる。 市内で同様の事業を実施できる団体は、他に存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部文化財課 (電話：053-457-2466)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
59	浜松市新美術館基本構想策定業務	株式会社丹青研究所	R8. 5. 26	18, 873, 800	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業務が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社丹青研究所（845点） 2位：B社（735点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部美術館 （電話：053-454-6801）
60	令和8年度第8次図書館システム保守管理業務	株式会社静岡情報処理センター 浜松営業所	R8. 4. 1	24, 054, 800	システム保守業務を行うためには、内部構造を熟知し、運用全体を把握する必要がある、システム構築を行った当該業者以外に本業務を実施できる業者はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部中央図書館 （電話：053-456-8500）
61	浜松市立図書館 I C タグ 装備業務（単価契約）	株式会社図書館流通センター 浜松営業所	R8. 4. 1	4, 801, 500	他社製品を使用した場合、既存資料に貼付されている T R C 製 I C タグの利用を前提に構築しているシステムが使用できなくなるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部中央図書館 （電話：053-456-8500）
62	令和8年度オルガン演奏会開催等支援業務委託	公益財団法人浜松市文化振興財団	R8. 4. 1	2, 750, 000	オルガン事業は、定期演奏会、クリスマスコンサート、構造レクチャー等の開催にあたり、演奏者への対応や演奏会の運営等、多岐にわたり専門的な知識を必要とする業務である。 オルガン事業を手掛け、その専門的知識を有するのは当該団体において他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2326）
63	令和8年度生活保護版レセプト管理システム保守業務委託	株式会社法研	R8. 4. 1	2, 521, 200	本システムは当該業者が著作権を有しており、システム及びデータに関する保守は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性や信頼性を維持するには、同社以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2032）
64	令和8年度生活保護法等診療報酬審査支払事務業務委託	社会保険診療報酬支払基金静岡支部	R8. 4. 1	8, 568, 000	生活保護法第53条第4項により、生活保護法における医療費の審査及び支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができるが、現時点では厚生労働省令で定められている者はおらず、委託先が同支払基金に限られているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2033）
65	令和8年度生活保護法等介護報酬審査支払事務業務委託	静岡県国民健康保険団体連合会	R8. 4. 1	2, 880, 000	生活保護法第54条の2第5項により、生活保護法における介護費の審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会又は厚生労働省令で定める者に委託することができるが、現時点では厚生労働省令で定められている者はおらず、その委託先は同連合会に限られているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2034）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
66	令和8年度浜松市成年後見制度利用促進事業業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R8. 4. 1	20, 049, 000	当該団体は、社会福祉法第109条で地域福祉の推進を図る団体として規定され、公共性が確保されているとともに、成年後見制度と関連の深い権利擁護制度の日常生活自立支援事業の実施主体としてスムーズな業務連携が期待できる。 また本事業は、認知症高齢者や障害者等に対する権利擁護体制の構築・強化を目的とするため、特定の分野に拠らず権利擁護全般に関する相談支援や地域福祉に関する知識と経験が必要である。当該団体には多くの福祉専門職が在籍し、地域の福祉ニーズを掘り起こす役割を担っていることから、本業務の実施に対応した体制を備えている市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2326）
67	令和8年度浜松市福祉人材バンク運営事業業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R8. 4. 1	12, 649, 000	本業務は、職業安定法に基づき無料職業紹介事業の許可を受け、中央福祉人材センター及び全国都道府県福祉人材センター・福祉人材バンクと全国共通の業務ソフトを活用し、密接な連携を図る必要がある。 当該団体は、これを満たす市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2326）
68	令和8年度浜松市コミュニティソーシャルワーカー事業及び生活支援コーディネーター事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R8. 4. 1	169, 168, 000	本業務は、様々な課題を抱える世帯に対し、課題解決に向けて関係機関との協働による支援が不可欠であることから、専門的な支援を実施できる体制を有することや、行政機関や地域の関係機関との密接な協力関係を構築している事業者であることが必須である。 当該団体は、社会福祉法第109条で規定される地域福祉の推進を図る団体として、長年にわたる地域支援の実績があることに加え、これまでに本事業を継続して実施し、市内において行政機関、民生委員・児童委員、自治会等とのネットワークが構築されている等、本業務を行う上で必要な体制を有している市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2326）
69	令和8年度浜松市旧生活保護システム保守業務委託	富士通Japan株式会社静岡公共ビジネス部	R8. 4. 1	2, 310, 000	本システムは当該業者が著作権を有しており、保守の範囲内で行われるシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性や信頼性を維持するには、同社以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2032）
70	令和8年度浜松市在宅医療・介護連携相談センター運営業務委託	公益財団法人浜松市医療公社	R8. 4. 1	31, 580, 000	当事業は、医療・介護連携の推進を図ることを目的に、公正中立な立場で全市域からの相談対応を行うものである。 当該業者は、浜松市長が開設者であり、急性期医療の対応が可能な公立病院を運営している公益法人である。また、法人の評議員に三師会代表が就任しており、地域の医療関係者と緊密に連携した事業実施が可能である代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2361）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
71	令和8年度浜松地域在宅医療・介護連携推進業務委託	一般社団法人浜松市医師会	R8. 4. 1	8,000,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅医療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必要である。 当業者は、医療・介護連携の中心となる在宅医療を実施する医師が所属する浜松地域（中央区、浜名区の一部）内の唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2361）
72	令和8年度浜北地域在宅医療・介護連携推進業務委託	一般社団法人浜松市浜北医師会	R8. 4. 1	2,600,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅医療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必要である。 当業者は、医療・介護連携の中心となる在宅医療を実施する医師が所属する浜北地域内の唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2361）
73	令和8年度天竜地域在宅医療・介護連携推進業務委託	一般社団法人磐周医師会	R8. 4. 1	4,500,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅医療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必要である。 当業者は、医療・介護連携の中心となる在宅医療を実施する医師が所属する天竜地域内の唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2361）
74	令和8年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務	医療法人社団あずま会 他12法人	R8. 4. 1	590,412,000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。 浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 中央福祉事業所・長寿支援課 中（電話：053-457-2062） 東（電話：053-424-0186） 西（電話：053-597-1164） 南（電話：053-425-1542）
75	令和8年度浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業（短期宿泊事業）業務委託	社会福祉法人天竜厚生会 他25法人	R8. 4. 1	12,338,000	本業務は養護老人ホーム、生活支援ハウス、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設に事業を委託して実施することが当該事業要綱に規定されている。 事業の性質上、緊急的な入所（虐待を受けた高齢者を安全に保護する等）に対応するため、常時入所施設を確保することから、中央区内にて該当施設を保有する事業者であって、受託可能なすべての施設であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 中央福祉事業所・長寿支援課 東（電話：053-424-0186）
76	令和8年度浜松市生活支援ハウス運営事業業務委託	社会福祉法人八生会 他1法人	R8. 4. 1	15,141,320	浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱において実施施設が指定されていることから、実施施設を運営する当業者が契約の対象となるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 中央福祉事業所・長寿支援課 東（電話：053-424-0186） 西（電話：053-597-1164）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
77	令和８年度浜松市高齢者住宅生活援助員派遣業務	社会福祉法人たんぽぽ会	R8. 4. 1	2, 438, 000	当該事業者は、シルバーハウジングの所在地を管轄する地域包括支援センターを運営しており、日頃から地域を巡回し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう関係機関と連携し支援を行うほか、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターを運営している。 生活援助員を巡回させ安否確認を行い、必要時速やかかつ柔軟に包括的支援事業と密に連携して支援を行うことができる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 中央福祉事業所・長寿支援課南（電話：053-425-1542）
78	令和８年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（細江・三ヶ日）	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R8. 4. 1	13, 824, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、細江・三ヶ日地域において「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課北（電話：053-523-1144）
79	令和８年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（細江）	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R8. 4. 1	54, 443, 000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 当該法人は平成19年度から受託している団体であり、細江、引佐、三ヶ日地域において浜松市地域包括支援センター運営協議会の承認をうけた唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課北（電話：053-523-1144）
80	令和８年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（北浜）	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R8. 4. 1	37, 411, 000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 当該法人は平成19年度から受託している団体であり、北浜地区において浜松市地域包括支援センター運営協議会の承認をうけた唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課（電話：053-585-1123）
81	令和８年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（しんばら）	社会福祉法人天竜厚生会	R8. 4. 1	32, 047, 000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 当該法人は平成19年度から受託している団体であり、浜名・亀玉地区において浜松市地域包括支援センター運営協議会の承認をうけた唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課（電話：053-585-1123）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
82	令和８年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（於呂）	医療法人社団白梅会	R8. 4. 1	26, 683, 000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 当該法人は平成19年度から受託している団体であり、中瀬・赤佐地区において浜松市地域包括支援センター運営協議会の承認をうけた唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-585-1123）
83	令和８年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務（中瀬）	社会福祉法人大善福祉会	R8. 4. 1	8, 984, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、旧浜北区北部において「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-585-1123）
84	令和８年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務（平口）	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R8. 4. 1	13, 476, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、旧浜北区南部において「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-585-1123）
85	浜松市地域活動支援センターⅢ型事業業務	特定非営利活動法人あけぼの	R8. 4. 1	7, 680, 000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施施設・事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、実施区域である春野町において台帳に登録されている唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・社会福祉課 （電話：053-922-0024）
86	令和８年度 浜松市生活支援ハウス運営事業業務委託	社会福祉法人さくま	R8. 4. 1	9, 957, 057	本事業実施については「浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱」で、介護保険法に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等に委託することと定められている。 当該業者はデイサービスセンター事業などを実施しており、健康管理・生活指導ができるとともに専用の居室施設を保有し、仕様書に定める事業を実施することができる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-922-0130）
87	令和８年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（天竜）	医療法人弘遠会	R8. 4. 1	38, 303, 000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 当該団体は平成18年度から受託しており、浜松市地域包括支援センター運営協議会で承認を受けた法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-922-0130）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
88	令和8年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（北遠中央）	社会福祉法人天竜厚生会	R8. 4. 1	33, 831, 000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立的な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 当該団体は平成19年度から受託しており、浜松市地域包括支援センター運営協議会で承認を受けた法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-922-0130）
89	令和8年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（天竜保健福祉センター他3箇所）	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R8. 4. 1	16, 136, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-922-0130）
90	令和8年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（龍山デイサービスセンター）	社会福祉法人天竜厚生会	R8. 4. 1	2, 392, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-922-0130）
91	令和8年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（秋葉の苑）	社会福祉法人白龍会	R8. 4. 1	2, 540, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-922-0130）
92	令和8年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（さくまの里・いもほりの家）	社会福祉法人さくま	R8. 4. 1	3, 884, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-922-0130）
93	令和8年度浜松市保育所等巡回支援事業業務委託	医療法人社団至空会	R8. 4. 1	14, 759, 000	要綱上「児童福祉法第43条に定める児童発達支援センターの指定を受け、発達障害児支援の知識と経験を有する職員を配置できるものに委託することができる」と定められており、市内にある4法人の児童発達支援センターと契約することから、競争に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者政策課 （電話：053-457-2034）
94	令和8年度浜松市保育所等巡回支援事業業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R8. 4. 1	14, 759, 000	要綱上「児童福祉法第43条に定める児童発達支援センターの指定を受け、発達障害児支援の知識と経験を有する職員を配置できるものに委託することができる」と定められており、市内にある4法人の児童発達支援センターと契約することから、競争に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者政策課 （電話：053-457-2034）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
95	令和8年度浜松市保育所等巡回支援事業業務委託	社会福祉法人ひかりの園	R8. 4. 1	14, 759, 000	要綱上「児童福祉法第43条に定める児童発達支援センターの指定を受け、発達障害児支援の知識と経験を有する職員を配置できるものに委託することができる」と定められており、市内にある4法人の児童発達支援センターと契約することから、競争に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者政策課 (電話：053-457-2034)
96	令和8年度浜松市保育所等巡回支援事業業務委託	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R8. 4. 1	14, 759, 000	要綱上「児童福祉法第43条に定める児童発達支援センターの指定を受け、発達障害児支援の知識と経験を有する職員を配置できるものに委託することができる」と定められており、市内にある4法人の児童発達支援センターと契約することから、競争に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者政策課 (電話：053-457-2034)
97	令和8年度浜松市障害者相談支援システム運用管理支援業務委託	日本事務器株式会社中部支社	R8. 4. 1	3, 662, 000	保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。 また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する当該業者でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者政策課 (電話：053-457-2034)
98	令和8年度医療的ケア児者情報管理・連携システム導入業務委託	パーズ・ビュー株式会社	R8. 4. 1	2, 002, 000	システムは当該業者が開発・運営しており、システムの導入及び運用は当該業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者政策課 (電話：053-457-2034)
99	浜松市企業伴走型障害者雇用推進事業業務委託	NPO法人くらしえん・しごとえん	R8. 4. 1	3, 385, 000	静岡県内で唯一の厚生労働大臣指定職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修機関であり、雇用課題に対する労務管理や障がいの特性に応じた職務設計など多様な支援技術と高度な専門的知識をもって企業サポートできる機関が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者政策課 (電話：053-457-2034)
100	令和8年度浜松市地域活動支援センターI型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	医療法人社団至空会	R8. 4. 1	11, 124, 000	浜松市地域活動支援センターI型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターI型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型事業）実施施設・事業者台帳に登録された事業所に委託できるものとしている。 当事業所は台帳登載者であり、台帳登載者（4事業所）全てに委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者政策課 (電話：053-457-2034)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
101	令和8年度浜松市地域活動支援センターⅠ型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R8. 4. 1	11, 124, 000	浜松市地域活動支援センターⅠ型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターⅠ型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターⅠ型事業）実施施設・事業者台帳に登載された事業所に委託できるものとしている。 当事業所は台帳登載者であり、台帳登載者（4事業所）全てに委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者政策課（電話：053-457-2034）
102	令和8年度浜松市地域活動支援センターⅠ型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	社会福祉法人みどりの樹	R8. 4. 1	11, 124, 000	浜松市地域活動支援センターⅠ型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターⅠ型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターⅠ型事業）実施施設・事業者台帳に登載された事業所に委託できるものとしている。 当事業所は台帳登載者であり、台帳登載者（4事業所）全てに委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者政策課（電話：053-457-2034）
103	令和8年度浜松市地域活動支援センターⅠ型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	特定非営利活動法人クリエイティブサポートレッツ	R8. 4. 1	11, 124, 000	浜松市地域活動支援センターⅠ型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターⅠ型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターⅠ型事業）実施施設・事業者台帳に登載された事業所に委託できるものとしている。 当事業所は台帳登載者であり、台帳登載者（4事業所）全てに委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者政策課（電話：053-457-2034）
104	静岡県精神科救急医療対策事業	公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部	R8. 4. 1	21, 173, 000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、県内の精神科病院間で十分な連携のもとに実施する必要がある。各精神科病院と連絡調整を十分にとることのできる団体は、当該法人のみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者支援課（電話：053-457-2213）
105	静岡県精神科救急身体合併症対応事業	・社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院聖隷三方原病院 ・地方独立行政法人静岡県立総合病院機構 静岡県立総合病院	R8. 4. 1	3, 734, 000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、精神保健福祉法の指定病院としての機能を有し、かつ身体合併症の救急医療にも対応できる総合病院であることが必要とされる。 県内の該当医療機関は、当該病院のみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者支援課（電話：053-457-2213）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
106	精神科救急情報センター事務	地方独立行政法人静岡県立総合病院機構 静岡県立こころの医療センター	R8. 4. 1	2, 749, 000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、24時間365日の体制で、県内の精神科病院や精神科診療所等と連絡調整をとることができ、かつ、公平な判断のもとで事務を処理することのできる機関である必要がある。県内の該当機関は、当該医療機関のみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者支援課 (電話：053-457-2213)
107	令和8年度浜松市障害支援区分認定調査業務委託	・社会福祉法人聖隷福祉事業団 ・社会福祉法人天竜厚生会 ・社会福祉法人小羊学園 ・社会福祉法人ひかりの園 ・社会福祉法人つつじ会	R8. 4. 1	2, 079, 000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項の規定により、障害支援区分の認定を行うための調査を指定一般相談支援事業所等に委託することできるとされており、要件を満たし、受託する意向が確認できている法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者支援課 (電話：053-457-2863)
108	令和8年度浜松市障害支援区分審査事務業務委託	一般社団法人浜松市医師会	R8. 4. 1	9, 521, 084	医師意見書の作成を依頼する医療機関の多くは旧浜松市内に所在し、多くの医師が当該団体に所属している。障害支援区分審査事務は、医師との連携のもと実施する必要があり、多数の医師が存在する浜松市医師会を通じて業務を行うことで、当該事務を効率的かつ円滑に実施することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者支援課 (電話：053-457-2863)
109	令和8年度浜松市障害者福祉システム運用保守サービス利用業務	富士通 J a p a n 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（浜松）	R8. 4. 1	79, 120, 404	既に運用しているシステムの保守業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者が行わなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがある。 また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する当該業者でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者支援課 (電話：053-457-2863)
110	令和8年度浜松市障害者福祉システムデータレイアウト変更対応改修業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（浜松）	R8. 5. 15	7, 871, 534	既に運用しているシステムの保守業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者が行わなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがある。 また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する当該業者でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者支援課 (電話：053-457-2863)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
111	障害者福祉システム令和8年度報酬改定に係る改修業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（浜松）	R8. 5. 15	13, 721, 400	既に運用しているシステムの改修業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがある。 また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する当該業者でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者支援課 （電話：053-457-2863）
112	令和8年度浜松市障害者福祉システム重度心身障害者医療費助成改正対応業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 東海支所（静岡）	R8. 6. 25	11, 264, 000	既に運用しているシステムの改修業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがある。 また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する当該業者でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者支援課 （電話：053-457-2863）
113	浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業	医療法人社団 心株式会社ASCare 株式会社ニチイ学館 社会福祉法人天竜厚生会 社会福祉法人七恵会	R8. 4. 1	59, 305, 000	浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱第3条に基づき、指定単価で受託可能な施設を運営する事業者と委託契約することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者支援課 （電話：053-457-2212）
114	浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業	社会福祉法人聖隷福祉事業団 社会福祉法人慈恵会 社会福祉法人峰栄会 社会福祉法人天竜厚生会	R8. 4. 1	5, 055, 000	浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業実施要綱第3条に基づき、指定単価で受託可能な施設を運営する社会福祉法人に委託することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害者支援課 （電話：053-457-2212）
115	令和8年度ささえあいポイント事業管理業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R8. 4. 1	17, 390, 000	当事業は、市内全域を対象とし、施設などの協力を得て実施する事業であるとともに、地域における活動支援を求めるボランティア団体とのコーディネートやボランティア活動を希望する住民への相談支援などが必要な事業である。 当該団体は、社会福祉法第109条の規定により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。また、法人の定款において、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を事業として行うこととしており、ボランティア活動の育成を通してボランティア研修等の知識を有するとともに、市内全域にある地区センター・事業所を通じ、地区社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センターなどとの連携を行っている。 この点において、当事業の目的を達成するための実施体制を備えた唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
116	令和8年度地域包括支援システム保守管理業務委託	株式会社ブレインサービス	R8. 4. 1	5, 148, 000	当該システムは、当該業者が開発し、市独自のカスタマイズを加えたものであるため、様々なシステム上のトラブル回避の観点から、当該開発業者が保守を行うことが最適であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2338)
117	令和8年度介護予防ケアマネジメント業務委託	医療法人社団あずま会他21者	R8. 4. 1	220, 848, 000	介護保険法第115条の47第4項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合し、かつ、第一号介護予防支援事業を実施することができる事業所は当該業者以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2338)
118	令和8年度高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（湖東・江之島・湖南・可美・青龍・萩原）	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R8. 4. 1	91, 392, 000	高齢者元気はつらつ教室は、介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり単価契約で実施している。 教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2338)
119	令和8年度高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（竜西）	株式会社ヤタロー	R8. 4. 1	15, 744, 000	高齢者元気はつらつ教室は、介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり単価契約で実施している。 教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2338)
120	令和8年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（大阪ガスセキュリティサービス株式会社分）	大阪ガスセキュリティサービス株式会社	R8. 4. 1	13, 245, 265	緊急通報システムは、機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、当該業者以外は、事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)
121	令和8年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（株式会社ザ・トーカイ分）	株式会社ザ・トーカイ 浜松支店	R8. 4. 1	5, 269, 334	緊急通報システムは、機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、当該業者以外は、事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)
122	令和8年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（ホームネット株式会社分）	ホームネット株式会社	R8. 4. 1	3, 917, 100	緊急通報システムは、機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、当該業者以外は、事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
123	令和8年度ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業業務委託	社会福祉法人峰栄会 他15者	R8. 4. 1	37, 035, 000	市全域に配食サービスを実施するためには、複数の業者と契約する必要がある。 在宅配食サービス指針（平成8年5月13日付け厚労省老人保健福祉局長通知）の遵守などの条件を示して公募したところ、受託希望があり、サービス提供能力を有する業者は、当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）
124	浜松市要介護認定審査業務	一般社団法人浜松市医師会	R8. 4. 1	151, 398, 000	意見書作成を依頼する医療機関の大部分は旧浜松市内の医療機関であり、申請件数の約8割を浜松市医師会に所属する医師に依頼している。 介護認定審査事務は、医師との連携のもと実施する必要があり、当該団体を通して、一括して業務を行うことで効率的かつ円滑に行うことができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 （電話：053-457-2861）
125	令和8年度介護保険システム改修業務委託（税制改正）	富士通 J a p a n 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（浜松）	R8. 4. 1	10, 967, 000	本システムは当該業者が著作権を有しており、システムを構成するプログラムの改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 （電話：053-457-2862）
126	介護保険適正化支援システム保守業務	トーテックアメニティ株式会社	R8. 4. 1	2, 970, 000	当該システムは地域ごとに販売代理店及び運用保守事業者が決まっており、静岡県を管轄する事業者が当該業者となっているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 （電話：053-457-2862）
127	令和8年度特定健康診査・特定保健指導等業務委託	・一般社団法人浜松市医師会 ・特定非営利活動法人浜松政令市医師会	R8. 4. 1	922, 341, 555	特定健康診査、後期高齢者健康診査及び特定保健指導業務を実施できるのは、医師等の有資格者と限定されており、市内の医療機関の取りまとめができるのは、当該2団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 （電話：053-457-2638）
128	令和8年度浜松市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防プログラム医療連携業務	一般社団法人浜松市医師会	R8. 4. 1	3, 300, 000	市内の医療機関の医師が作成する受診報告書の記載方法の周知や取りまとめができるのは、市内の医療機関を取りまとめている当該団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 （電話：053-457-2638）
129	天竜区在宅医療 I C T 推進業務	一般社団法人磐周医師会	R8. 4. 1	5, 999, 400	業務の性質上、地域の医療機関や医療・介護・福祉従事者との調整・協働及び医療情報の取扱いなど高い専門性を有していることが求められる。 これに該当する者は、当該地域で活動する当該団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 （電話：053-453-6178）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
130	浜松市救急診療業務	一般社団法人浜松市医師会	R8. 4. 1	207, 016, 922	診療業務を実施するためには、医師免許を有していることが必要である。また、救急診療業務は不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、医師の所属団体である当該団体以外には適切な団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 （電話：053-453-6178）
131	浜松市夜間救急室調剤業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R8. 4. 1	12, 811, 689	調剤業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要である。また、夜間救急室における調剤業務は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、薬剤師の所属団体である当該団体は、当該業務を行うのに適切な唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 （電話：053-453-6178）
132	保健総合管理システム運用保守業務	日本コンピューター株式会社 東京営業所	R8. 4. 1	9, 276, 300	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と費用がかかり、保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、当該業者以外ではできないため。 また、ソフトウェアの著作権の点からも当該業者以外では対応できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6125）
133	浜松市保健総合管理システム機能改修（データ標準レイアウト令和8年度6月改版対応）業務	日本コンピューター株式会社 東京営業所	R8. 4. 1	4, 290, 000	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と費用がかかり迅速な対応が困難であること及びソフトの著作権の観点から、当該業者以外での対応は難しいため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6125）
134	浜松市個別がん検診等業務	一般社団法人浜松市医師会	R8. 4. 1	1, 192, 604, 775	がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされ、管轄する地域の医療機関を統括できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6119）
135	浜松市個別がん検診等業務	一般社団法人浜松市浜北医師会	R8. 4. 1	234, 660, 685	がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされ、管轄する地域の医療機関を統括できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6119）
136	浜松市個別がん検診等業務	特定非営利活動法人浜松政令市医師会	R8. 4. 1	56, 995, 925	がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされ、管轄する地域の医療機関を統括できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6119）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
137	浜松市集団がん検診等業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷予防検診センター	R8. 4. 1	16, 284, 340	指定する地域及び日程にて多数の受診者の検診が可能な専門スタッフ及び検診車を整備しており、集団がん検診事業を実施してきた実績により、過去の検査結果も踏まえたより精度の高い診断が可能である。また、当該業者以外では市が実施するがん検診項目のうち、一部の検診項目について実施可能な検診車を保有しておらず、対応が困難である。よって、当該業者が当業務を実施することができる唯一の市内医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
138	浜松市歯周病検診業務（検診業務）	一般社団法人浜松市歯科医師会	R8. 4. 1	34, 762, 864	歯周病の予防及び早期発見に努め、適切な保健指導を行うことを目的とした歯周病検診を実施するうえで、歯科医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされる。また、専門技術が必要であり、市内の歯科医療機関を統括できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
139	浜松市妊婦支援給付業務	東武トップツアーズ株式会社 浜松支店	R8. 4. 1	27, 195, 597	令和7年度からの継続業務であり、令和8年度の出産・子育て応援事業終了に伴う制度変更への対応が不可欠である。当該業者は前年度の受託を通じて個別の申請事象等を把握しており、この情報に基づく円滑な申請手続きの実施と市民説明が、同社以外では実施困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6117)
140	浜松市妊娠期健康講座事業業務	浜松市医師会ほか4者	R8. 4. 1	3, 378, 650	本業務を効果的かつ安定的に達成するには、妊娠や出産、育児等に関する専門的知識や技術、経験が必須である。当該団体は、浜松市内の助産師が加盟する機関であり、独自事業として妊婦やその家族を対象に、妊娠期から出産や育児等に関する様々な講座を運営しており経験値も高いことに加え、安定した供給が可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6117)
141	浜松市健康管理システム標準化移行業務	日本コンピュータ株式会社 東京営業所	R8. 4. 1	39, 136, 680	現行システムからのデータ移行については現行ベンダである当該業者以外には担うことができず、前年度から継続して行う業務であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6117)
142	浜松市母子訪問指導業務	浜松市助産師会	R8. 4. 1	17, 399, 478	本事業を効果的に達成するには、妊娠や出産、育児等に関する専門的知識や技術、経験が必要である。当該団体は、浜松市内の助産師が加盟する機関であり、独自事業として妊婦やその家族を対象に、妊娠期から出産や育児等に関する様々な相談事業を運営しており経験値も高いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6117)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
143	浜松市産後ケア事業業務	一般社団法人浜松市医師会 ほか3者	R8. 4. 1	57, 063, 892	当該の事業運営を円滑に遂行でき、かつ安定的に供給できる体制を整えている機関は、現時点では当該団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6117)
144	浜松市妊婦訪問等面談指導業務	浜松市助産師会	R8. 4. 1	13, 646, 808	本事業を効果的に達成するには、妊娠や出産、育児等に関する専門的知識や技術、経験が必要である。当該団体は、浜松市内の助産師が加盟する機関であり、独自事業として妊婦やその家族を対象に、妊娠期から出産や育児等に関する様々な相談事業を運営しており経験値も高いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6117)
145	浜松市3歳児健康診査業務	一般社団法人浜松市医師会	R8. 4. 1	30, 492, 000	医療機関のみが実施できる業務であり、管轄する地域の医療機関を調整できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6115)
146	浜松市先天性代謝異常等検査業務	公益財団法人静岡県予防医学協会浜松健診センター	R8. 4. 1	16, 622, 000	専門技術が必要であると同時に、医療機関との連携を図ることができる県内で唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6115)
147	浜松市新生児マスキリング検査に関する実証事業の検査業務	公益財団法人静岡県予防医学協会	R8. 4. 1	29, 635, 000	専門技術が必要であると同時に、医療機関との連携を図ることができる県内で唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6115)
148	令和8年度浜松市5歳児健康診査事業問診・観察項目に係る分析評価業務	公益社団法人子どもの発達科学研究所	R8. 4. 1	4, 963, 200	浜松市5歳児健康診査を実施するにあたり、適切な問診・観察項目やそれらを用いた分析について専門性をもっているのは、現時点では本研究所のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6115)
149	令和8年度浜松市5歳児健康診査における巡回型一次スクリーニング等業務	医療法人社団至空会ほか3者	R8. 4. 1	15, 073, 000	専門技術が必要であると同時に、管轄する地域の中で本業務を実施できる唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6115)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
150	特定医療（指定難病）診療報酬審査支払業務	静岡県国民健康保険団体連合会 社会保険診療報酬支払基金静岡支部	R8. 4. 1	9, 903, 000	本業務は、特定医療（指定難病）の受診者に関わる診療報酬の内容審査及び医療機関への特定医療費支払事務を委託するものである。 当該 2 団体へ診療報酬の内容審査並びに支払事務を委託することで、事務の効率化と平準化が図られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6116）
151	浜松市保健総合管理システムPMH対応RPA保守業務	株式会社経営管理センター	R8. 4. 1	3, 100, 000	本業務は、マイナンバーカードを公費負担医療（難病・小慢・育成医療）の受給者証として活用できるよう、受給者証のデータをRPA（Robotic Process Automation）の手法を用いてPMH（Public Medical Hub）へ送付するため、運用保守業務について委託するものである。 なお運用保守には専門技術・専門知識が必要であり、継続して円滑な稼働が達成されるよう、適切な保守を実施するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6116）
152	浜松市歯科訪問診査業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	R8. 4. 1	2, 630, 540	専門技術が必要であり、全区の歯科医療機関を統括できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 口腔保健医療センター （電話：053-453-6129）
153	浜松市休日救急歯科診療業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	R8. 4. 1	15, 532, 330	専門技術が必要であり、全区の歯科医療機関を統括できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 口腔保健医療センター （電話：053-453-6129）
154	浜松市妊婦歯科健康診査業務（健診業務）	一般社団法人浜松市歯科医師会	R8. 4. 1	11, 301, 000	専門技術が必要であり、全区の歯科医療機関を統括できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 口腔保健医療センター （電話：053-453-6129）
155	浜松市 3 歳歯科健康診断業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	R8. 4. 1	16, 092, 032	専門技術が必要であり、全区の歯科医療機関を統括できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 口腔保健医療センター （電話：053-453-6129）
156	令和 8 年度浜松市雄踏地区・舞阪地区休日救急診療業務	一般社団法人浜名医師会	R8. 4. 1	7, 053, 420	医師資格が必須であり、市民が休日及び祝日において診察が必要な場合に医療機関に受診できるように、管轄する地域の医療機関を調整できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 中央健康づくりセンター(西) （電話：053-597-1120）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
157	令和8年度浜松市予防接種等業務	一般社団法人浜名医師会	R8. 4. 1	36, 196, 000	医療機関のみが実施できる業務であり、管轄する地域の医療機関を調整できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 中央健康づくりセンター(西) (電話：053-597-1120)
158	令和8年度 浜松市夜間・休日救急医療業務	一般社団法人浜松市浜北医師会	R8. 4. 1	12, 216, 278	診療業務を実施するためには、医師免許を有していることが必要である。また、救急診療業務は不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、浜名区内（旧浜北区内）医師の所属団体である当該機関以外には当該業務を行う適切な団体が無く、業務の性質と目的が競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名健康づくりセンター (電話：053-585-1171)
159	令和8年度 浜松市予防接種等業務	一般社団法人浜松市浜北医師会	R8. 4. 1	252, 182, 302	医療機関のみが実施できる業務であり、管轄する地域の医療機関の業務を取りまとめることができる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名健康づくりセンター (電話：053-585-1171)
160	令和8年度 浜松市夜間・休日救急医療業務	一般社団法人引佐郡医師会	R8. 4. 1	12, 702, 250	当該業務は医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な医療環境を確保するため、旧引佐郡（細江町・引佐町・三ヶ日町）の医療機関に対し、当該事業の実施調整ができる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名健康づくりセンター(北) (電話：053-523-3121)
161	令和8年度 浜松市予防接種等業務	一般社団法人引佐郡医師会	R8. 4. 1	86, 518, 688	医療機関のみが実施できる業務であり、管轄する地域の医療機関を調整できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名健康づくりセンター(北) (電話：053-523-3121)
162	浜松市天竜休日救急診療所診療及び管理業務	一般社団法人磐周医師会	R8. 4. 1	10, 510, 152	本業務の実施には医師免許および周辺の医療機関の協力が必要であり、当該団体は、天竜区内の医師を会員とし、当該業務の調整可能な唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜健康づくりセンター (電話：053-925-3142)
163	浜松市天竜休日救急診療所調剤業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R8. 4. 1	3, 336, 256	本業務は、薬剤師免許が必要であり、薬剤師の協力が必要であり、当該団体は、市内の薬剤師を会員とし、当該業務の調整可能な唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜健康づくりセンター (電話：053-925-3142)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
164	浜松市予防接種等業務	一般社団法人磐周医師会	R8. 4. 1	37, 395, 975	医療機関のみが実施できる業務であり、管轄する地域の医療機関を調整できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜健康づくりセンター （電話：053-925-3142）
165	浜松市ひきこもり相談支援事業	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R8. 4. 1	30, 118, 000	当該業者は認定NPO法事を取得しており、地域における信頼性もあると考える。 また、精神保健福祉士等の専門職が複数名所属しており、訪問支援（アウトリーチ）を含めた引きこもり相談支援及び関係機関と連携して支援を実施することが可能な市内唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 精神保健福祉センター （電話：053-457-2709）
166	中山間地域等自殺対策訪問相談事業	社会福祉法人天竜厚生会	R8. 4. 1	14, 586, 000	中山間地域をエリアとする精神科医療機関と、精神障害に特化した相談支援事業所を兼ね備える唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 精神保健福祉センター （電話：053-457-2709）
167	浜松市外国人子どもと家庭のこころの健康相談等支援事業	公益財団法人浜松国際交流協会	R8. 4. 1	12, 647, 712	在住外国人に対して、母国語（ポルトガル語）でメンタルヘルス相談を行うことができる専門性の高い心理士、及び医療機関での通訳経験のある心理士が所属する市内唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 精神保健福祉センター （電話：053-457-2709）
168	浜松市児童青年期メンタルヘルス支援人材育成事業	国立大学法人浜松医科大学	R8. 4. 1	6, 000, 000	児童青年期精神医学講座や子どものこころの発達研究センター等の研究機能と精神科神経科の臨床機能を兼ね備えている等、本業務委託の目的を達成することができる市内唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 精神保健福祉センター （電話：053-457-2709）
169	実験室系特殊空調装置及び排気装置等維持管理業務	日管株式会社	R8. 4. 1	9, 273, 000	当研究所の検査室は、有機溶剤や酸・アルカリ液等を扱うことから、一般施設とは異なる特殊な空調を用いている。局所排気装置を酸・アルカリ系、有機系、外気系の3系統に分け、それぞれが当研究所専用に設計された中央監視盤による自動制御により、有害物を周辺環境に放出しないようにしている。 この自動制御装置全体には、精密機器が装備されており、これを扱えるのは中央監視盤を設計し、精密機器を設置した当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 （電話：053-411-1311）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
170	安全実験室等維持管理業務	日立グローバルライフソリューションズ株式会社 空調営業本部 中部支社	R8. 4. 1	3, 993, 000	安全実験室及びクリーンルームは、陰圧又は陽圧の構造を有しており、このコントロールシステムは当該業者独自の特殊技術で専門的知識が必要であり、施工業者以外では取扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所（電話：053-411-1311）
171	MR イメージング装置及びX線一般撮影装置保守点検業務	富士フイルムメディカル株式会社 南関東支社	R8. 4. 1	4, 056, 756	当該業者は、保守対象機器の開発・製造業者であり、他の業者では部品の調達が可能である。また、運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院（電話：053-965-0054）
172	X線TVシステム等保守点検業務	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 浜松営業	R8. 4. 1	2, 238, 720	当該業者は、保守対象機器の開発・製造業者であり、他の業者では部品の調達が可能である。また、運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院（電話：053-965-0054）
173	CT装置保守点検業務	GEヘルスケア・ジャパン株式会社 浜松営業所	R8. 4. 1	5, 940, 000	当該業者は、保守対象機器の開発・製造業者であり、他の業者では部品の調達が可能である。また、運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院（電話：053-965-0054）
174	病院情報システム保守・運用支援業務	ウィーメックス株式会社	R8. 4. 1	12, 520, 530	当該システムは、当該業者の製品であるOpen-Karteを中心に動いており、円滑に業務を遂行し、緊急時に迅速に対応できる者は同社以外にないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院（電話：053-965-0054）
175	病理等検査業務	株式会社エスアールエル	R8. 4. 1	7, 758, 912	医師が指定する多岐にわたる検査項目を一括して検査することができ、また、当院の緊急依頼にも回収が可能なのは同社のみであるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院（電話：053-965-0054）
176	精神科外来診療業務	社会福祉法人天竜厚生会	R8. 4. 1	2, 684, 000	精神科開設当初より当該業者が一貫して受託し、長年の診療実績と信頼関係の継続によって地域住民の精神科医療を支えてきており、これに変わる事業者は他にないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院（電話：053-965-0054）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
177	狂犬病予防注射実施及び犬の登録管理業務	一般社団法人浜松市獣医師会	R8. 4. 1	17, 397, 600	厚生事務次官通知において、「予防注射は原則として開業獣医に行わせること」とされており、当該団体は、業務を遂行するための専門的技術を有する獣医師の団体である。 また、狂犬病予防注射の周知、狂犬病予防集合注射の実施、狂犬病予防法の啓発等すべての業務を実施可能な市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健所 動物愛護教育センター （電話：053-487-1616）
178	犬鑑札等交付及び手数料徴収事務	一般社団法人浜松市獣医師会及びその他開業動物病院18者	R8. 4. 1	3, 012, 000	狂犬病予防注射は、獣医師により行われるものであり、また厚生事務次官通知において、「予防注射を受けさせた犬の所有者が個々に保健所への注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、あらかじめ開業獣医師に注射済票を渡しておき、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じても差し支えないこと」とされている。 入札参加資格登録をしている市内の開業獣医師で組織する一般社団法人浜松市獣医師会及びその他の開業獣医師（合計18者）と特命で契約を結ぶことで、市内の多くの動物病院において、狂犬病予防注射と犬の登録関係事務及び徴収事務が同時に行われることにより、市民サービスが向上し予防注射実施率の維持向上が図られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健所 動物愛護教育センター （電話：053-487-1616）
179	浜松市動物愛護推進事業業務	一般社団法人浜松市獣医師会	R8. 4. 1	2, 448, 600	当該団体は、業務を遂行するための見識や専門的技術があり、動物の飼い主としてのマナーや心構えの啓発、動物愛護教室の開催等による動物愛護行政の一層の推進及び、動物愛護教育センター収容動物に対する診察治療などに対して適切に履行できる市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健所 動物愛護教育センター （電話：053-487-1616）
180	結核接触者健康診断業務	JA静岡厚生連 遠州病院 外19者	R8. 4. 1	3, 825, 582	結核診断及び治療経験があり専門性を有する呼吸器科医師のいる病院・診療所以外では確実な診断ができないことから、受託可能な全ての医療機関と個別に契約を行うため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部感染症対策課 （電話：053-453-6113）
181	浜松市予防接種等業務	一般社団法人浜松市医師会	R8. 4. 1	1, 995, 374, 944	医療機関のみが実施できる業務であり、管轄する地域の医療機関を調整できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部感染症対策課 （電話：053-453-6108）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
182	浜松市食品衛生確保業務	一般社団法人浜松市食品衛生協会	R8. 4. 1	4, 257, 000	当該協会は、食品衛生の向上を目的として設立した公益社団法人日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす管内唯一の団体であるため。 ①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し、活発に活動している。 ②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。 ③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部生活衛生課 (電話：053-453-6114)
183	浜松市子ども・若者総合相談センター運営業務	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R8. 4. 1	36, 859, 000	本事業では、相談員の高度な相談スキルと経験が不可欠であり、これまでの運営を通じて指名業者は独自の専門性を培っているため、他の事業者では代替が困難である。特に継続相談者や居場所利用者との信頼関係は指名業者でなければ維持できない。また、支援機関、学校、医療機関、地域等との緊密な連携体制を構築しており、他の事業者に変更した場合、連携体制の再構築に多大な時間と労力を要し、事業の継続性に著しい支障をきたす恐れがある。以上のことからこれまでの実績と知見を有する唯一の団体であり、事業目的達成のために代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部こども若者政策課青少年育成センター (電話：053-457-2418)
184	浜松市地域青少年健全育成会事業委託 (48育成会へ個別委託)	各地域青少年健全育成会(48育成会)	R8. 4. 1	14, 140, 000	市内48中学校区に組織されている各地域青少年健全育成会は、「地域の子供は、地域で見守り育てる」を合言葉に、地域の青少年の健全育成を担うために結成された団体であり、各地域の実情を踏まえながら、自治会、幼稚園・小中学校、幼小中のPTA、民生委員・児童委員、保護司、地域安全推進委員、老人クラブ、子供会等その地域を取り巻く主要な団体を包含して構成されている。 このように地域密着型の組織である各地域青少年健全育成会は、青少年を取り巻く地域の課題等を的確に把握しており、青少年健全育成の諸事業について、地域の実情を考慮し、最も柔軟かつ効果的に実施することができる。このような団体は、他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部こども若者政策課青少年育成センター (電話：053-457-2418)
185	浜松婚活イベント業務	株式会社東海道シグマ	R8. 4. 1	9, 898, 900	当該業者は、令和6・7年度はマリッジサポーター業務を、令和7年度は婚活イベント業務を受託しており、企画運営能力も優れており、男女のマッチングサービスについてノウハウを持っている。 年度を超えても、マッチング成立から成婚までを支援する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部こども若者政策課 (電話：053-457-2795)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
186	浜松市こどもの権利に関する条例の整備・周知啓発事業	株式会社サーベイリサーチセンター 静岡事務所	R8. 5. 15	7, 183, 000	当該業者は、浜松市こども計画の策定の際に、パブリック・コメントやリーフレット作成に携わっている。また、こどもの権利に関するワークショップやフォーラムの企画・運営、こどもの権利に関するアンケート調査の実施など、市のこども施策に関わってきた実績を有している。 これまでのこどもの権利に関する事業の成果や課題を踏まえた上で、本市の理念を理解した条例の整備から周知啓発物品等の作成までを一貫して担える事業者は他にいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部こども若者政策課 (電話：053-457-2795)
187	浜松市こどもの権利フォーラム及びワークショップ業務	一般社団法人こどもアドボカシーセンター浜松	R8. 6. 16	5, 209, 600	イベントコンテンツの提案、イベント全般の準備・手配・運営、告知・広報手法等、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：一般社団法人こどもアドボカシーセンター浜松（377点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部こども若者政策課 (電話：053-457-2795)
188	浜松市SNSを活用した若者相談支援業務	エースチャイルド株式会社	R8. 4. 1	14, 874, 000	当該業者が相談業務に携わらなかった場合、相談システムの連携ができず、新年度からの開設ができないほか、相談者の引継ぎができず、継続して利用している相談者のLINE相談離れにつながり、著しくこども・若者への相談支援の質が低下し、市民サービスの低下を招く恐れがある。 また、多くの相談者への同時対応を実施するスキルとともに、重篤な悩みを持つ相談者に即時対応するための独自システムが他者では履行できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部こども若者政策課青少年育成センター (電話：053-457-2418)
189	浜松市発達障害者支援センター運営事業	浜松市発達障害者支援センター運営事業特定業務委託共同企業体	R8. 4. 1	99, 803, 000	本市における発達障害児者への包括的な支援を推進するためには、専門性の高い相談対応や、障害療育に特化した支援、関係機関の支援者への研修を行うスキルが必要であり、こどもを対象とした支援と、大人や就労に関する関係団体の支援展開や人材確保にも幅広い対応に優れているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
190	浜松市発達支援広場事業（センター型）業務	・社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 ・社会福祉法人ひかりの園 ・特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会 ・社会福祉法人聖隷福祉事業団 ・社会福祉法人天竜厚生会	R8. 4. 1	34, 925, 352	本事業の実施にあたっては、母子保健分野の保健師や発達相談支援センターと十分に連携ができ、発達障害児の療育経験のある職員を有していることが必要である。 また、発達障害の疑いがある参加者への支援として、継続性をもって安定的に関わる必要があることから、各会場について昨年度と同じ事業者である必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
191	浜松市発達支援広場事業（施設型）業務	・社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 ・社会福祉法人ひかりの園	R8. 4. 1	25, 758, 288	本事業の実施には、就園準備としての療育的プログラムを実施する施設を有し、発達障害児の診療や児童発達支援事業、療育機関での職務経験のある職員体制を安定的に整えていることが必要であるため。 また、発達障害の疑いのある参加者の支援として、継続性をもって安定的に関わる必要があることから、昨年度と同じ事業者である必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
192	浜松市赤ちゃんとのふれあい体験事業	ふれあいサポートネットふわっと	R8. 4. 1	3, 989, 000	当該団体は、市内の小・中・高校生を対象に「乳幼児とのふれあい体験」を基礎とした活動を継続的にを行っている。学校・助産師・赤ちゃん親子との調整について経験や実績、専門的な知識を有しており、事業を的確に実施することができる業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
193	令和8年度児童福祉システム改修業務（食事療養費無償化対応）	日本電気株式会社 浜松支店	R8. 6. 1	12, 320, 000	本市の児童福祉システムは当該業者が構築したパッケージシステムを使用しており、同社でのみ改修が可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2792）
194	浜松市こどもの貧困対策コーディネーター配置事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R8. 4. 1	6, 803, 000	地域福祉推進の中核的な役割として設置されている当該法人が有する地域福祉のネットワークを活用することでこれまで築いてきたネットワークのさらなる強化が可能である。 また、浜松市学習支援事業の実務も行っていることから、こどもへの支援の現状を全域的に把握しながらより効果的に本事業を進めることができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2792）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
195	子育て世帯に対するフードパントリー事業（サーラ音楽ホール会場）	NPO法人サステナブルネット	R8. 6. 1	3, 070, 000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。当該法人は、地域でこどもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
196	子育て世帯に対するフードパントリー事業（長上協働センター会場）	NPO法人サステナブルネット	R8. 6. 1	3, 070, 000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。当該法人は、地域でこどもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
197	子育て世帯に対するフードパントリー事業（浜松市発達医療総合福祉センター会場）	一般社団法人みらいTALK	R8. 6. 1	3, 070, 000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。当該法人は、地域でこどもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
198	子育て世帯に対するフードパントリー事業（北浜南部協働センター会場）	一般社団法人みらいTALK	R8. 6. 1	3, 070, 000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。当該法人は、地域でこどもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
199	子育て世帯に対するフードパントリー事業（南浅田公民館会場）	特定非営利法人しんみらいプロジェクト	R8. 6. 1	3, 070, 000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。当該法人は、地域でこどもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
200	子育て世帯に対するフードパントリー事業（ふれあい作業所会場）	特定非営利法人しんみらいプロジェクト	R8. 6. 1	3, 070, 000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。当該法人は、地域でこどもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
201	浜松市長期休暇中におけるこどもの食事支援事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R8. 6. 1	13, 915, 000	当該法人は、「浜松市こどもの貧困コーディネーター配置事業」および「浜松市生活支援居場所事業」の受託実績があり、後者の対象である貧困家庭に対して独自に食品配送を実施した実績がある。また、地域福祉推進の中核的な役割として設置されている本法人が有する地域福祉のネットワークを活用することで、市内の居場所実施団体やCSW・SSW等の支援者と迅速な連携が可能である。市内全域の支援団体や対象となる家庭を効果的に支援・連携できる法人は、浜松市域において同法人以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
202	浜松市生活困窮世帯への習い事等支援事業	株式会社日本旅行 浜松支店	R8. 4. 1	76, 397, 273	当事業は、令和6年10月から運用を開始した電子クーポンシステムにより、助成対象者へのクーポン発行、習い事先でのクーポン利用、習い事事業者からの清算などを一括して管理している。令和8年度も引き続き4月から事業を開始していくにあたり、円滑に助成事業を運用できる法人は、電子クーポンシステムを構築した同法人以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
203	浜松市意見表明等支援事業	一般社団法人 こどもアドボカシーセンター浜松	R8. 4. 1	6, 571, 000	本事業の実施に関しては、児童福祉に関する知識や経験のみならず、こどものアドボカシーに関する専門的な知識や経験も必要である。加えて、こどもの希望に沿い遺漏・遅滞なく事業を行うためには上記を満たし研修を経た意見表明等支援員を複数名擁する必要がある。さらに、正しく事業を行うために各意見表明等支援員のフォローアップや研鑽を重ねることも肝要である。これらに対応できる市内の事業者はアドボカシーセンター浜松のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2793）
204	浜松市こどもシステム保守運用支援業務	シャープマーケティングジャパン株式会社	R8. 4. 1	2, 772, 000	浜松市こどもシステムは、当該業者が構築したパッケージシステムを使用しており、一部浜松市仕様に変更している。システムを円滑に運営していくためのトラブル対応や保守運用業務は、システム構築業者以外に対処できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2793）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
205	浜松市社会的養護自立支援拠点事業	浜松市社会的養護自立支援拠点事業特定業務委託共同企業体	R8. 4. 1	22, 347, 000	本事業を実施するためには、社会的養護経験者の特有のニーズや心情を理解し、対象者と継続的なつながりを持って支援していく必要がある。児童養護施設の施設の運営経験がある本共同企業体の事業者は、社会的養護に係る専門性を有している。浜松市内に児童養護施設を運営する法人は他になく、本事業の目的を達成するための専門性及び対象者とのつながりを有するのは、本共同企業体の事業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
206	浜松市子育て見守りサポート事業	NPO法人しずおか・子ども家庭プラットフォーム	R8. 4. 1	8, 211, 000	本事業の実施に際しては「浜松市要保護児童対策地域協議会」を中心とした、地域の子育て支援団体を巻き込んだ見守りネットワークの構築並びに体制の強化が求められている。 上記協議会に「児童家庭支援センター」として参画する当該法人は、事業の一環として地域の子育て支援団体への支援・指導研修を実施しており、同法人の持つネットワークを活用しながら、協議会と地域の子育て支援団体との関係性を構築し、体制強化につなげることができる。 本事業の実施者として、市内団体の取りまとめ並びに適切な見守りサポートの実施ができる者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
207	浜松市児童育成支援拠点事業	一般社団法人みらいTALK	R8. 4. 1	26, 625, 000	要綱で規定される有資格者の確保、事業実績、現時点で拠点を利用している親子との関係を鑑みると、その質を満たしたうえで適切な事業運営ができる事業者が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
208	浜松市児童家庭支援センター設置運営事業	NPO法人しずおか・子ども家庭プラットフォーム	R8. 4. 1	10, 007, 000	本事業の業務に対して、児童相談所OB等を含む児童福祉に関わる経験や専門的な知識及び技術をもって遂行できる人材を備えていることや業務を遂行するために必要となる専属的な人員を備えている唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
209	浜松市はますくヘルパー利用事業	・株式会社アイケア ・公益社団法人浜松市シルバー人材センター ・一般社団法人ここみ ・社会福祉法人天竜厚生会 ・Ohana～sitter～ ・株式会社アリスキャリアサービス ・おやこ広場&ベビー・キッズシッターにじいろ ・社会福祉法人八生会 ・合同会社えがお えがおヘルパーステーション ・NPO法人ころころねつと浜松 ・株式会社東海美工 ・はぐすま	R8. 4. 1	16, 560, 000	浜松市内のどの地域においても利用できるように、地域バランスよく配置し、かつ、利用しやすい価格設定で適切な運営ができる事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
210	浜松市養育支援ヘルパー利用事業	・株式会社アイケア ・公益社団法人浜松市シルバー人材センター ・一般社団法人ここみ	R8. 4. 1	2, 547, 000	サービス提供事業者の指定有資格者の確保、ヘルパーの資質向上研修の実施等により、その質を満たしたうえで適切な事業運営ができる事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
211	浜松市子育て短期支援事業	・社会福祉法人葵会清明寮 ・社会福祉法人葵会すみれ寮 ・社会福祉法人和光会 ・社会福祉法人浜松母子福祉苑トットジョイ ・社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷浜松病院 ・社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷三方原病院 ・医療法人社団MAMMY1010木村産科・婦人科	R8. 4. 1	2, 904, 000	清明寮・すみれ寮・わこう・トットジョイは、児童福祉法第6条の3第3項に基づく施設であり、少年指導員や母子指導員などの専門的知識を有したスタッフを配置しており、市と連携を取りながら本事業を遂行することができる。 これに加えて、聖隷浜松病院・聖隷三方原病院・木村産科婦人科では、新生児や乳児の保護が可能である上に、事業を実施できるスタッフが配置されており、24時間体制での対応が可能である。同様の対応がとれ、本事業を受託できる施設は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
212	地域における不登校のこどもの相談支援業務	NPO法人はまつ子どものこころを支える会	R8. 5. 11	4, 508, 000	当該法人は、浜松市の校外まなびの教室を一者特命で請け負うの唯一の受託者である。 市内に不登校のこどもに関する専門的な知識及び実績を有し、本事業を遂行できる事業者は他にはいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
213	浜松市幼保支援システム運用保守	株式会社日立ソリューションズ西日本	R8. 4. 1	2, 713, 920	システム運用の安全性、信頼性を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 (電話：053-457-2118)
214	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：中央ながかみこども園)	社会福祉法人七恵会	R8. 4. 1	14, 473, 000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある、受入体制を整備するためには準備期間を確保する必要がある。 また、現在の実施施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 (電話：053-457-2827)
215	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：病児・病後児保育みつばち第2保育園)	株式会社A's Bee	R8. 4. 1	18, 156, 000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある、受入体制を整備するためには準備期間を確保する必要がある。 また、現在の実施施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 (電話：053-457-2827)
216	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：みどりこども園)	社会福祉法人明康会	R8. 4. 1	12, 258, 000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある、受入体制を整備するためには準備期間を確保する必要がある。 また、現在の実施施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 (電話：053-457-2827)
217	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：みつばち保育園)	株式会社A's Bee	R8. 4. 1	18, 261, 000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある、受入体制を整備するためには準備期間を確保する必要がある。 また、現在の実施施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 (電話：053-457-2827)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
218	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 （対象施設：桜町クリニック）	医療法人社団エスケーアール	R8. 4. 1	24, 106, 000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある、受入体制を整備するためには準備期間を確保する必要がある。 また、現在の実施施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2827）
219	浜松市病後児保育事業委託業務 （対象施設：聖隷こども園めぐみ）	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R8. 4. 1	7, 653, 000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある、受入体制を整備するためには準備期間を確保する必要がある。 また、現在の実施施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2827）
220	浜松市病後児保育事業委託業務 （対象施設：聖隷こども園わかば）	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R8. 4. 1	10, 602, 000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある、受入体制を整備するためには準備期間を確保する必要がある。 また、現在の実施施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2827）
221	子育て支援事業業務委託	浜松市私立幼稚園協会	R8. 4. 1	4, 160, 000	私立幼稚園が行う子育て支援事業に対し、各園が一定の水準で目的を達成するには、当該協会を通じて行うことが適しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2118）
222	令和8年度教育・保育システム運用保守業務	日本電気株式会社	R8. 4. 1	12, 033, 780	本業務は、システム運用の安全性、信頼性（システムとサーバの一体管理等）を維持することが目的であるため、教育・保育システムを熟知している開発業者以外では実施が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2118）
223	（一括）合併処理浄化槽汚泥 採取及びし尿浄化槽清掃業務 （浜北南部地域）	株式会社ハマエイ	R8. 4. 1	5, 548, 603	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保運営課 （電話：053-457-2114）
224	（一括）合併処理浄化槽汚泥 採取及びし尿浄化槽清掃業務 （浜北北部地域）	株式会社ハマセイ東海	R8. 4. 1	5, 378, 012	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保運営課 （電話：053-457-2114）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
225	障害児施設給付費受給者管理システム改修業務	SDCソリューションズ株式会社	R8. 4. 1	3, 960, 000	障害児施設給付費受給者管理システムは、当該業者が開発しており、同社でのみ改修が可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部児童相談所 （電話053-457-2702）
226	令和8年度ヌートリア捕獲業務（6～2月）	特定非営利活動法人 Roots Japan	R8. 6. 1	4, 188, 800	狩猟免許保持者を確保でき、市内の広範囲に対して捕獲と譲受の対応ができるとともに、地域を把握している市内業者である必要がある。 当該業者は、狩猟免許を有し、痕跡調査も実施可能な事業者は、鳥獣の捕獲に関する専門性を有し、安全かつ効果的に捕獲を実施できる者として、静岡県が認定する「認定鳥獣捕獲等事業者（対象鳥獣：ヌートリア）」を有する、入札参加資格登録業者のうち唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 （電話：053-453-6149）
227	令和8年度クリハラリス捕獲業務	特定非営利活動法人 Roots Japan	R8. 5. 29	18, 262, 860	鳥獣保護管理法に基づき、県知事が認定する「認定鳥獣捕獲等事業者（対象鳥獣：タイワンリス）」であれば、クリハラリスの捕獲に関する知識及び技能が一定の基準に適合していることが認められる。 当該業者は、入札参加資格登録業者のうち唯一の認定事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 （電話：053-453-6149）
228	令和8年度ごみ減量及びネイチャーポジティブ広報業務	株式会社中日アド企画 東海支社	R8. 6. 1	5, 370, 000	本業務は、市民向けの広報事業であり、より効果的な広報を行うため、民間事業者の提案・ノウハウを活用し、また市内の事情に詳しい業者を選定する指名型プロポーザルを採用し、当該事業者が本業務に最適なものであると判断したため。 【評価点合計】 1位：株式会社中日アド企画東海支社（621点） 2位：B社（598点） 3位：C社（453点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-6192）
229	令和8年度蛍光管資源化業務（単価契約）	野村興産株式会社	R8. 4. 1	3, 016, 871	水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる業者は、公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収・処理事業」の回収・処理業務を担う当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-0011）
230	令和8年度蛍光管運搬業務（複数単価契約）	・日本通運株式会社静岡支店 ・日本貨物鉄道株式会社 東海支社	R8. 4. 1	1, 899, 933	水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる業者が加入している公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収処理事業」を利用することから、運搬業者については、全国都市清掃会議の指定業者を選定する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-0011）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
231	令和8年度容リ協分別基準適合物再資源化業務（複数単価契約）	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	R8. 4. 1	8, 871, 391	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に定める指定法人（再商品化業務を行うことができる者）は当該団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-0011）
232	令和8年度みどりのリサイクル直接搬入による資源化業務（単価契約）	有限会社コスモグリーン庭好	R8. 4. 1	2, 904, 000	本事業は家庭から出る草木類を市民が資源化業者へ直接搬入する事業であり、当該業者は一般廃棄物の草木類再生利用指定業者で、唯一市民が日曜日に直接搬入しても受入対応が可能で、本業務内容を安全に実施可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-6192）
233	令和8年度木製家具資源化業務	株式会社中野町チップ	R8. 4. 1	4, 620, 000	本事業は家庭から出る木製家具を市民が資源化業者へ直接搬入する事業であり、当該業者は事業に必要な許認可（廃棄物再生利用指定業者・一般廃棄物処理施設）を取得済で、市内で唯一、月～土曜日の直接搬入が可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-6192）
234	令和8年度浜松市ごみ・資源物計量システム運用支援業務	株式会社アセック	R8. 4. 1	12, 474, 000	本業務は、当該業者において開発された本市独自のシステムの運用・保守を行うものである。システムの運用及び情報管理に支障が生じないよう業務を実施できる唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理施設課 （電話：053-453-6141）
235	産業イノベーション支援事業業務	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構	R8. 4. 1	241, 203, 000	当機構は、浜松市内に事業所を有し、産学官金連携による地域の産業支援の中核として、公的・中立な立場による当地域の産業経済の発展を目的に設立された公益財団法人であり、これまでも当業務を受託し、幅広い情報発信、魅力的なセミナーの開催、事業化・製品化の推進などで成果を残し、国、県、大学との連携によるプロジェクトの経験・実績も豊富である。 また産業支援機関として、中小企業支援の専門知識や実務経験について長年の実績があり、組織体制においても、国の認定支援機関である金融機関からの派遣職員や、技術開発の知識に長けた製造業OB、知財の専門職員など専門性の高いスタッフを揃えており、企業の様々な課題や要求に対して、満足度の高い対応ができる。 加えて、近年の人手不足、物価高騰など社会・経済情勢の変化が激しく、様々な課題への対応が求められる状況で、生産性向上支援や販路開拓支援など幅広い支援を提供する事業企画能力も兼ね備えており、より現場に近い立場から本市へ事業提案も実施可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 （電話：053-457-2044）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
236	浜松市中小事業者等サービスロボット導入支援事業費補助金事務局運営業務	東武トップツアーズ株式会社	R8. 6. 19	10,964,536	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：東武トップツアーズ株式会社（380点） 2位：B社（322点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 （電話：053-457-2044）
237	次世代理工系人材育成事業業務	株式会社静岡博報堂 浜松営業所	R8. 6. 22	11,499,999	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社静岡博報堂 浜松営業所（281点） 2位：B社（276点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 （電話：053-457-2044）
238	浜松市営小型自動車競走実施業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R8. 4. 1	394,985,000	当該法人は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 （電話：471-0066）
239	浜松市営小型自動車競走選手管理宿泊等業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R8. 4. 1	64,878,000	当該法人は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されている。 選手の管理宿泊等業務においても、公正安全な競走を実施するため、外部との情報交換及び接触を遮断する必要がある本業務は、選手管理業務を伴うことから、競走実施法人として指定されている当該法人に限られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 （電話：053-471-0066）
240	浜松市営小型自動車競走開催に伴う事務等（四項目）業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R8. 4. 1	166,187,000	当該法人は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 （電話：053-471-0066）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
241	浜松市営小型自動車競走電話投票等業務	一般財団法人オートレース振興協会	R8. 4. 1	90, 081, 000	当該協会は、各施行者及び業界団体の代表者が委員となり、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るため活動している業界団体である。同委員会での決定事項は全オートレース場に適用されるものであり、電話投票業務については、各施行者が同協会に委託することが決定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (電話：053-471-0066)
242	浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務（年度契約）	日本トーター株式会社	R8. 4. 1	604, 420, 000	本契約は、令和5年度から令和11年度までの「浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務に関する基本契約書第39条に基づき、基本契約締結者と委託期間内の各年度の委託業務及び委託料その他必要事項を定めるために締結するものであるため。 基本契約書では、小型自動車競走事業における施行者の固有事務及び(一財)東日本小型自動車競走会等への委託業務を除く業務のうち、車券発売払戻業務、広報宣伝業務及び施設の維持管理業務等の業務を民間事業者へ包括的に委託することを定めている。 この包括的民間委託により、市が経営リスクを負わず収益保証（売上×2.0%）を得ることができ、またその収益保証の一部を一般会計へ繰出すことで、市財政へ貢献することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (電話：053-471-0066)
243	浜松市営小型自動車競走川口場外発売所勝車投票券発売等業務	川口市	R8. 4. 1	170, 820, 000	川口市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、川口市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (電話：053-471-0066)
244	浜松市営小型自動車競走伊勢崎場外発売所勝車投票券発売等業務	伊勢崎市	R8. 4. 1	238, 530, 000	伊勢崎市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、伊勢崎市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (電話：053-471-0066)
245	浜松市営小型自動車競走山陽場外発売所勝車投票券発売等業務	山陽小野田市	R8. 4. 1	47, 930, 000	山陽小野田市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、山陽小野田市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
246	浜松市営小型自動車競走飯塚場外発売所勝車投票券発売等業務	飯塚市	R8. 4. 1	82,720,000	飯塚市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、飯塚市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
247	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース南国）	株式会社サンコール	R8. 4. 1	4,706,000	当該業者は、小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、勝車投票券の発売を行うには当該設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
248	小型自動車競走勝車投票券発売機器設置及び管理業務（オートレース南国）	一般財団法人オートレース振興協会	R8. 4. 1	4,706,000	場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サンコールと業界団体である当該協会の間で、勝車投票券の発売等に係る機器の設置及び管理業務を同協会が行うことが覚書で交わされており、他事業者では実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
249	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース一宮）	O T S 株式会社	R8. 4. 1	12,308,000	当該業者は、小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、勝車投票券の発売を行うには当該設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
250	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース姫路）	株式会社アップル	R8. 4. 1	5,068,000	当該業者は、小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、勝車投票券の発売を行うには当該設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
251	浜松市営小型自動車競走勝車投票券発売等業務（ギャンブーベット）	日本トーター株式会社	R8. 4. 1	54,646,000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
252	浜松市営小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オッズ・パーク）	オッズ・パーク株式会社	R8. 4. 1	891,393,000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
253	浜松市営小型自動車競走勝車 投票券発売等業務（チャリ・ ロト）	株式会社チャリ・ロト	R8. 4. 1	344, 569, 000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者 以外への委託はできないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課公営競技室 （電話：053-471-0066）
254	浜松市営小型自動車競走勝車 投票券発売等業務（WinT i c k e t）	株式会社WinT i c k e t	R8. 4. 1	593, 323, 000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者 以外への委託はできないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課公営競技室 （電話：053-471-0066）
255	インドセミナー準備・運営及 びアドバイザー・コミッ ティ委員受入業務	近畿日本ツーリスト株 式会社 浜松営業所	R8. 4. 20	3, 340, 117	本業務は、インドセミナー及びアドバイザー・コ ミッティ委員受入に係る事前準備及び運営補助、多 様な関係者との調整を業務内容としており、限られ た期間の中で確実かつ円滑な業務遂行のため、十分 な実行力及び高度な業務履行能力が求められる。 加えて、本業務は「令和8年5月アドバイザー・ コミッティ開催関連業務」と連動するものであるこ とから、本業務を円滑に遂行できるのは当該業者の みであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 （電話：053-457-2323）
256	令和8年度海外戦略広報事業 業務	クレアブ株式会社	R8. 4. 1	45, 804, 000	本業務は、万博を契機として来日する外国人の本市 への誘客および投資の促進を目的の一つとして実施 してきたものであり、万博終了後においても、その 効果を持続・拡大させるため、切れ目なく事業を実 施する必要がある。 当該業者は、公募型プロポーザルにより選定した令 和6年度海外向け戦略的広報業務の受託事業者であ り、かつ、令和7年度の受託事業者でもあることから 、これまでの取組や成果を踏まえ、事業を継続的 かつ円滑に実施できる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 （電話：053-457-2323）
257	首都圏における魅力発信イベ ント開催業務	株式会社花咲爺さんズ	R8. 5. 1	5, 650, 000	当該業者は、令和7年度にプロポーザルで特定した 事業者であり、事業を通じてキーパーソンや参加者 との信頼関係を構築しており、企画を発展させ、コ ミュニティ形成に向けて継続して取り組むことがで きる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部観光・シティプロモー ション課 （電話053-457-2293）
258	市民協働による浜松市マス コットキャラクター管理運用 業務	特定非営利法人出世の 街浜松プロジェクト	R8. 4. 1	7, 370, 000	本業務は、本市マスコットキャラクターの適切な管 理とキャラクターブランドの保持に加え、市民目線 での地域愛の醸成と地域の魅力の市民への定着を目 標としている。 本業務の事業目的に合致し市全域で活動している事 業者は当該団体のみであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部観光・シティプロモー ション課 （電話：053-457-2293）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
259	浜松城観光誘客及びプロモーション業務	特定非営利法人出世の街浜松プロジェクト	R8. 4. 1	5, 676, 000	本業務は、浜松市マスコットキャラクターと武将隊が一体となって観光客をもてなすものである。市内で徳川家康公や徳川四天王等の武将隊を有しているのが当該団体のみであり、本市マスコットキャラクター出世名家康くん及び出世法師直虎ちゃんと組み合わせ、効果的なパフォーマンスの企画・実施が可能な団体は他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
260	旅行商品販売業務	日本航空株式会社 中部支社	R8. 4. 1	2, 440, 000	本市とハママツ・ツーリズムプロモーション・パートナーシップ協定を締結している当該業者と連携した割引クーポン付きの旅行商品を販売することで、遠隔地からの旅行需要を喚起し、浜名湖花フェスタ2026をはじめとした本市への観光誘客を図る。併せて、同社のホームページで情報発信することにより、本市のPRを行う。 当該業者は、本事業の実施にあたり、対象空港の一つである富士山静岡空港を含めた便がある旅客機を活用でき、本事業の目的を達成できる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
261	台湾プロモーション業務	多田広告製作会社	R8. 4. 1	5, 480, 475	当該業者は、令和7年度事業において公募型プロポーザル方式により選定した受託事業者であり、現地旅行会社へのセールスコールや問い合わせ対応を行い、独自のネットワークを構築している。 本市の旅行商品の造成を促進するためには、すでに構築されたその資産を活用し、継続的に事業を実施する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2294)
262	オーストラリアプロモーション業務	doq Pty Ltd	R8. 4. 1	3, 496, 000	当該業者は、令和7年度事業において公募型プロポーザル方式により選定した受託事業者であり、現地旅行会社へのセールスコールや問い合わせ対応を行い、独自のネットワークを構築している。 本市の旅行商品の造成を促進するためには、すでに構築されたその資産を活用し、継続的に事業を実施する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
263	インバウンドマネジメント業務	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	R8. 4. 1	4, 257, 000	当該団体は、地域連携DMOとして、海外旅行会社からの問い合わせに対し市内全体を公平に紹介できる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2296)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
264	ナイトタイムコンテンツ情報発信業務	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	R8. 4. 1	2, 860, 000	浜松における観光情報を一元化した浜松・浜名湖観光情報サイトである「浜松・浜名湖だいすきネット」は、当該団体が所管している。本サイトのページ作成及び管理運営は当該事業者になしできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2297)
265	中日新聞への「第67期王位戦七番勝負 第1局 浜松対局」関連広告掲載業務	株式会社中日新聞社 東海本社	R8. 6. 1	9, 000, 000	中日新聞に王位戦特集記事を掲載し、同紙面に広告枠を確保できるのは王位戦主催者である当該事業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
266	浜松市障害者就労支援事業業務	医療法人社団至空会	R8. 4. 1	10, 630, 000	当該事業者は、これまでも障がい者の状況に寄り添った就労・定着支援を行っており、障がい者雇用を促進する企業と障がい者のマッチングについてもきめ細やかな支援を行っている。本事業は、障がい者の就労にかかる相談や障がい者を雇用する企業等を継続して支援していく必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 (電話：053-457-2115)
267	浜松市高齢者就労支援事業業務	株式会社東海道シグマ 浜松支店	R8. 4. 1	16, 574, 998	本事業においては、相談者が抱える事情や特性を踏まえ、初回の相談から就職に結びつくまでの間に単発の相談対応ではなく、支援員が相談者一人ひとりに寄り添いながら、就職に至るまで継続的に支援を行うことが重要である。 また、相談員と相談者との間に構築される顔の見える関係や信頼関係は、書面のみでは十分に引き継ぐことが困難である。 令和7年度は、公募型プロポーザルにより選定された当該事業者が本事業を実施しており、当相談者の状況や支援経過を十分に把握した上で継続的な支援を行う必要があることから、同一事業者による業務の継続が最も適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 (電話：053-457-2115)
268	浜松市地域若者サポートステーションはままつ事業業務	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R8. 4. 1	6, 854, 760	本事業は、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、国と地方公共団体が相互に連携を図り実施することとなっており、当該事業者は国が令和7・8年度の実施事業者として選定している唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 (電話：053-457-2115)
269	浜松家内労働福祉センター運営業務委託	公益財団法人浜松家内労働福祉センター	R8. 4. 1	7, 539, 000	当該事業者は、内職提供事業者とのネットワークや内職斡旋の実績を持つ市内で唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 (電話：053-457-2115)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
270	外国人材雇用・就労サポート事業業務委託	公益財団法人浜松国際交流協会	R8. 4. 1	15, 429, 968	本事業は、浜松市多文化共生センター内に設置されている「多文化共生総合相談ワンストップセンター」と一体的に取り組むことで相乗効果が増す業務であり、多文化共生センターを運営し、外国人市民の生活全般に精通している当該協会以外に実施できる事業者はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 (電話：053-457-2115)
271	浜松就職・転職ナビJOBはま！システム保守運用等業務委託	株式会社アドウィル	R8. 4. 1	4, 893, 165	「浜松就職ナビ JOBはま！」は、当該業者が独自に開発・保有するCMS「SIMA」において構築されており、システムやサイト内システム機能の保守・点検や追加構築ができるのは、同社に限られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 (電話：053-457-2115)
272	雇用就労環境実態調査分析業務	株式会社帝国データバンク	R8. 6. 25	11, 156, 031	本業務は単なるアンケート調査に留まらず、市内企業における人材不足の実態把握から不足理由の構造分析や、UIJターン就職の潜在可能人口推計の分析等、各種分析業務を伴い、事業者に高度な専門性や分析力を求める業務のため、事業者を総合的に評価する公募プロポーザルにて選定し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社帝国データバンク（297点） 2位：B社（279点） 3位：C社（184点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 (電話：053-457-2115)
273	若年者等就労支援業務委託	浜松商工会議所	R8. 4. 10	36, 491, 400	当該組織は、市内約13,500社の企業を会員として擁する市内最大の総合経済団体であり、市内企業との幅広いネットワークを有している。併せて、市内企業と求職者のマッチング支援や個別相談支援に関して、豊富な実績と蓄積されたノウハウを有しており、これらを活用し、若年者向けのキャリア教育やイベント開催のほか、就職支援、企業の採用力向上支援などを一体的に実施し、参加者の集客やマッチングの精度向上、円滑な運営、事業効果の最大化を図ることが可能である。 さらに令和8年度には、市、浜松商工会議所、教育機関（高校・大学）が連携し、若者の市内就職促進を目的とする協議会を設立することとしており、その事務局を当該組織が担うこともあり、本事業との一体的な企画調整及び関係機関との円滑な連携も可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 (電話：053-457-2115)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
274	浜松市女性就労支援事業業務	株式会社サスネット	R8. 5. 25	9, 218, 000	本事業は個人の状況に合わせた伴走型の就職支援を行うため、専門的な知識が必要となる。そのため、事業者を総合的に評価する公募プロポーザルにて選定し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社サスネット（211点） 2位：B社（204点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 （電話： 053-457-2115）
275	天竜トライアルオフィス運営業務委託	山ノ舎	R8. 4. 1	4, 682, 700	天竜区二俣のクローバー通りに設置済の本拠点において、管理・運営業務を行うことができるのは、当該物件を所有している当該業者のみであるうえ、現在、新ビジネス創出に向けた相談を受け支援している最中であり、前年度受託事業者による継続した支援が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 （電話：053-457-2825）
276	ファンドサポート事業運営業務委託	有限責任監査法人トーマツ	R8. 4. 1	24, 530, 000	採択したスタートアップは、認定事業の実施期間が令和8年1月から令和9年12月であり、前年度受託した当該業者による継続した支援が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 （電話：053-457-2825）
277	スタートアップ総合相談窓口運営業務委託	浜松磐田信用金庫	R8. 4. 7	7, 700, 000	本事業の実施には、スタートアップ支援に関する専門的知識や経験、地域の産業とネットワークを有するとともに、市内及び市外からもアクセスが良く、伴走支援機能を備えたスタートアップ支援拠点を有している必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 （電話：053-457-2825）
278	令和8年度オンラインイベント等浜松の食魅力発信事業	株式会社雨風太陽	R8. 6. 18	3, 299, 450	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式より参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社雨風太陽（75.6点） 2位：B社（75.4点） 3位：C社（67.6点） 4位：D社（66.8点） 5位：E社（66.2点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 （電話：053-457-2333）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
279	浜松市農業バイオセンター運営業務	浜松市園芸協会	R8. 4. 1	19, 776, 900	当該業務を実施するためには、組織培養技術に精通する人材が必要であり、特に生長点培養技術を行える人材が必須となる。生長点培養によるウイルスフリー化を行うには長年の経験と技術が必要である。当該協会は農業バイオセンター設置以来、バイオセンター施設を利用して培養苗の生産を行い、市内の農業振興に寄与してきたことに加え、組織培養技術に精通した職員や生長点培養を行うことができる職員を有しており、生長点培養と併せて培養苗の作出を行える唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業振興課 (電話：053-457-2331)
280	令和8年度農道整備市単独事業農道熊切南部線地すべり観測業務	不二総合コンサルタント株式会社	R8. 4. 1	9, 548, 000	本業務は、令和4年9月23日に発生した台風第15号に伴う集中豪雨により被災した農道熊切南部線にて地すべり挙動が確認されたため、令和4年10月7日から継続している地すべり観測業務である。業務の遂行にあたっては、令和4年災害時に急施委託にて当該業者が設置した「挿入式孔内傾斜計」「自記水位計」「伸縮計」各3基を利用することにより、観測データの連続性が確保され、かつ経済的に有利であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	産業部農地整備課 (電話：053-457-2315)
281	令和8年度 須部頭首工ほか管理事業 国営浜名湖北部農業水利事業造成施設操作運転業務	浜名湖北部用水土地改良区	R8. 4. 1	183, 395, 300	当該団体は、用水管理を目的に設立され、かつ国、県、浜名湖北部用水土地改良区、市で締結した「浜名湖北部用水共有財産の管理に関する協定書」により、施設を管理する団体として規定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地整備課 (電話：053-457-2311)
282	令和8年度 浜松市農地情報システムおよび農地調査支援アプリ保守管理業務	株式会社フジヤマ	R8. 4. 1	9, 350, 000	浜松市農地情報システムおよび農地調査支援アプリは当該業者が開発していることから、保守管理作業は同社のみが対応可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地利用課 (電話：053-457-2481)
283	令和8年度 天竜材の家百年住居る事業運営業務	一般社団法人浜松地域材利用促進協議会	R8. 4. 1	5, 339, 400	本業務の目的を達成し、円滑な事業運営を行う上で、次の事項を有していることが必須となる。 ①書類審査及び木材検査をするうえで必要な、木材・建築に関する専門知識と経験 ②市内全域で加工される木材検査を円滑に行うための連携体制 当該業者は、市内の森林組合、木材組合（製材、加工、流通等）、建築業組合で構成される連合組織であり、関係者との連携体制が構築されているほか、木材・建築に関する専門知識も合わせ持っている市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部林業振興課 (電話：053-457-2159)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
284	森の高齢化・森林資源循環可能性調査事業	静銀経営コンサルティング株式会社	R8. 6. 26	6, 070, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適なものであると判断したため。 【評価合計点】 1位：静銀経営コンサルティング株式会社（76. 67点） 2位：B社（67. 17点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部林業振興課 （電話：053-457-2159）
285	令和8年度浜松市中央卸売市場販売原票等電子システム保守運用等業務委託	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R8. 4. 1	2, 726, 020	システム運用及びシステム保守を含むこの業務は、システムの構成等が特殊仕様となっており、システムの構築を行った当該業者でなければ業務を遂行することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 （電話：053-427-7402）
286	令和8年度浜松市中央卸売市場中央監視装置・自動検針システム保守点検業務	株式会社明電エンジニアリング 静岡支店	R8. 4. 1	7, 590, 000	機器及びプログラムの動作確認等を行う保守点検業務は、専門的知識が必要となり、機器導入に関するシステムの開発・維持管理・プログラム保守等を行った当該業者でなければ本業務を適切に遂行することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 （電話：053-427-7402）
287	令和8年度 浜松市中央卸売市場 S F 級冷蔵庫冷凍機点検業務	株式会社前川製作所	R8. 4. 1	4, 356, 000	主に鮪を冷凍保存する S F 級冷蔵庫冷凍機は、－60℃の超低温冷蔵設備であり、その特殊性からメーカー独自の技術をもって製作されている。 24時間運転のため故障時には、速やかな対応が必要であり、部品調達及び整備は設備製造会社である当該業者でなければ実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 （電話：053-427-7402）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
288	令和8年度浜松市食肉地方卸売市場 と畜場清掃・廃棄臓物処理業務	静岡県経済農業協同組合連合会	R8. 4. 1	11, 432, 520	と畜解体作業場の衛生を保つため、と畜解体作業場の清掃は、毎日の施設・設備の洗浄後に、より徹底した清掃が必要である。と畜解体は、特殊な機械設備を使用し、汚れや油脂が付着しやすい機械内部まで清掃を行う必要があるため、と畜場の機械設備を熟知している必要がある。 また、獣畜運搬車の洗車場、けい留所、排水溝などで、獣畜の糞尿の汚れが原因の近隣への臭気を防ぐため、ただちに清掃する必要がある。 廃棄臓物処理業務については、食肉検査により廃棄された豚・牛の内臓や特定危険部位を廃棄物室にて整理し、牛の胃内容物（腹糞）は、脱水後にコンテナに収納する。1日約2トンの廃棄臓物処理を、と畜解体作業と並行して行う必要がある。 上記業務は、的確に作業が可能などと畜解体業者が行うことが最も効率的であり、当該業者は当と畜場の解体業者であり、業務を執行可能な唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部食肉地方卸売市場 （電話：053-461-7555）
289	令和8年度浜松市食肉地方卸売市場 動物系固形不要物収集運搬業務	株式会社堀田萬蔵商店	R8. 4. 1	3, 564, 000	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の収集運搬業の事業許可を受けている必要があり、搬出した後直ちに、別途市が契約した処分業者の処分場に搬送可能なことが条件となる。 この条件を満たし本業務を履行できるのは、当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部食肉地方卸売市場 （電話：053-461-7555）
290	令和8年度浜松市食肉地方卸売市場 動物系固形不要物処分業務	愛知化製事業協業組合	R8. 4. 1	5, 507, 700	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の処分業の事業許可を受けている必要がある。本業務を遂行するに当たり、衛生上、毎日と畜場から排出される大量の内臓廃棄物等を受入れ、直ちに処理することが可能であり、浜松市に登録されている処分業者であることが条件となる。 これらの条件を満たし本業務を履行できるのは、当該組合のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部食肉地方卸売市場 （電話：053-461-7555）
291	令和8年度浜松市地球温暖化防止活動推進センター業務委託	一般社団法人低炭素住宅推進普及協会	R8. 4. 1	6, 268, 000	本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化防止活動推進センターとして浜松市より指定を受けた者に対し委託する業務である。当該協会は、指定法人選考委員会で令和8～10年度の当該センターとして指定を受けているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 カーボンニュートラル推進課 （電話：053-457-2503）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
292	令和8年度すまい断熱・省エネ推進事業業務委託	公益社団法人静岡県建築士会	R8. 5. 1	3, 993, 000	本業務の事業効果を高めるためには、住宅の断熱化に関する幅広い知見を要する資格職として建築士が適任であり、委託先には一般住宅のリフォームや新築等に従事する建築士が数多く所属している団体であることが求められる。 この条件を満たす業者は、本地域の住宅事情に精通した建築士で構成され、かつ公益性のある当該団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業務 カーボンニュートラル推進課 (電話：053-457-2503)
293	令和8年度スマート省エネスタイル推進事業業務委託	株式会社ナレッジリー	R8. 6. 1	6, 711, 179	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社ナレッジリー（381点） 2位：B社（370点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業務部 カーボンニュートラル推進課 (電話：053-457-2503)
294	令和8年度中小企業脱炭素経営支援事業業務	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構	R8. 4. 1	20, 225, 000	地域中小企業の脱炭素経営を推進するためには、企業の経営状況や実情に応じた個別の支援が不可欠である。 当該機構は、産業支援機関として、地域中小企業支援の実務経験について長年の実績があり、浜松地域の中小企業の経営状況や実情を把握しているとともに、個社の状況に応じた脱炭素経営を含めた中小企業支援に関する知識を有した専門家を確保している唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業務部 カーボンニュートラル推進課 (電話：053-457-2503)
295	令和8年度浜松駅北口地下広場喫煙室及び浜松駅南口広場喫煙所維持管理業務委託	一般財団法人浜松まちづくり公社	R8. 4. 1	4, 159, 100	本業務の対象となる施設は、道路占用許可を受け道路上に開設しているものであり、地下広場、南口広場およびその周辺は道路管理者である中央土木整備事務所から委託を受け当該公社が一体的に管理している。 本業務は、道路及び関連施設の維持管理と不可分なものも多いことから、同公社は、効率的な業務遂行が可能な唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業務部 まちなか政策課 (電話：053-457-2095)
296	令和8年度 駅南地区まちづくり指針策定業務	森ビル都市企画株式会社	R8. 6. 10	20, 020, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：森ビル都市企画株式会社（486点） 2位：B社（462点） 3位：C社（439点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部 都市計画課 (電話：053-457-2644)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
297	令和8年度わが家の専門家診断事業業務	公益社団法人静岡県建築士会	R8. 4. 21	14, 950, 149	本業務は適切な専門的判断能力が求められるため、「プロジェクト「TOUKA I-0+」総合支援事業費補助金交付要綱」第2（5）及び別表第1により、静岡県知事が認定した「静岡県耐震診断補強相談士」が行なうこととなっている。また、申請者の申込に応じ、市内全域で同時に多数の耐震診断補強相談士を派遣する必要がある。本事業量を迅速に実施するには、多くの耐震診断補強相談士を総括し組織的に遂行できる団体に業務委託する必要がある、当会以外に多数の耐震補強相談士を抱える団体がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部建築行政課 （電話：053-457-2473）
298	令和8年度 浜松城公園サクラ健全度調査業務	公益財団法人浜松市花みどり振興財団	R8. 4. 1	11, 440, 000	本業務の主な目的は、サクラの樹勢診断を行い、あわせて実施可能で効果のある治療回復の方針を示すことである。そのため、サクラの生理生態を熟知した樹木医を有し、かつ治療回復の実績のある業者を選定する必要がある。 当該業者は、①樹木医資格を持つ職員がいる、②フラワerparkにおいて老朽化した多数のサクラの樹勢回復の実績を有することに加え、③同パーク内で160品種約1,700本のサクラ類を毎年開花させる園芸技術を有する、④本業務で育苗に取り組む新品種「浜名湖桜」の育種に取り組む唯一の業者である。 以上4点の理由から、本業務を適切に執行できる唯一の業者であると認められるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部緑政課 （電話：053-457-2565）
299	令和8年度 公園内トイレし尿収集業務 中央区（舞阪地域除く）、浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目に限る）	一般財団法人浜松市清掃公社	R8. 4. 1	2, 025, 177	当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 （電話：053-473-1829）
300	令和8年度 交通事故データ活用事業 交通事故A I分析業務	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 浜松事務所	R8. 6. 5	6, 600, 000	「令和4年度交通事故データ活用事業 交通事故A I分析業務」において、当該業者がプロポーザル方式で選定され、独自のデータ整理、加工、機械学習の技術を活用してA I分析モデルを開発している。A I分析は蓄積したデータにより精度が向上するものであり、コスト抑制の観点だけでなく高精度な分析の継続が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路企画課 （電話：053-457-2232）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
301	令和8年度 公共事業に伴う 権利等に関する登記事務業務 （単価契約）	一般社団法人 静岡県公 共嘱託登記司法書士協 会	R8. 4. 1	23, 354, 540	権利登記事務を行うには司法書士資格が必要であり、当該協会は、公共性が高く組織的な業務遂行が可能である。 また入札参加資格を有している唯一の団体であり、個人で登録している司法書士はいないことから、本業務の確実な遂行と正確性を確保できるものは他にはいないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部道路企画課 （電話：053-457-2375）
302	令和8年度道路損傷検出シス テム業務	株式会社アイシン	R8. 4. 1	11, 457, 600	令和7年度から本格導入した「道路損傷検出システム」の成果、課題の検証、分析をするには、継続して新たなデータを取得することが不可欠であり、これらは当該業者が著作権を保有している「道路損傷検出システム」以外で利用することができないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部道路保全課 （電話：053-457-2425）
303	令和8年度浜松市道路施設 データベースシステム保守業 務	国際航業株式会社 静 岡支店	R8. 4. 1	3, 751, 000	浜松市道路施設データベースシステムは当該業者が開発したものであり、同社が著作権を保有している。 本業務においてシステムの修正が必要となるトラブルについては、修正・復旧にあたり同社が保有する 翻案権（著作権法第27条）が必要となるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部道路保全課 （電話：053-457-2425）
304	令和8年度浜松市道路施設情 報システム保守業務	株式会社フジヤマ	R8. 4. 1	2, 585, 000	浜松市道路施設情報システムは、当該業者が開発したシステムであり、開発当時の契約において、翻案権（著作権法第27条）について同社に留保されており、本業務においてシステムの修正が必要となる トラブルについては、修正に当たり翻案権が必要となる。 また、本システムは同社によって独自に構築されていることから、システムの安定的な稼働及びシステム異常時における迅速な対応を行うには、本システムの構造を熟知している同社の技術が必要になるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部道路保全課 （電話：053-457-2425）
305	令和8年度土木防災情報シス テム運営事業土木防災情報シ ステム保守業務	ワイズエピック	R8. 4. 1	14, 355, 000	本業務の保守対象となる土木防災情報システムは、基幹部分（各種サーバ内プログラム）において著作権を当該業者が保有しており、保守点検や障害対応は他者では行うことができないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部河川課 （電話：053-457-2452）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
306	令和8年度土木防災情報システム運営事業土木防災対応支援気象情報処理業務	株式会社ウェザーニューズ	R8. 4. 1	4,686,000	災害発生が予測される際には、土木部職員は市民の生命財産を守るため適切な配備体制に就いていなければならない。そのためには、「降雨実績と予測雨量を組み合わせ、専門的な知識を有する気象予報士が大雨による災害リスクをリアルタイムで予測・判断し、本市の定める基準及び気象予報士の知見により数値化した情報」として、配備の対象となる職員へメール等により送信することが必要となる。当該業者は、上記気象情報の分析・提供体制（365日24時間体制にて気象予報士を配備し、かつ浜松市・静岡県等の管理する河川及び災害リスクスケールの状況に応じたメールを同時に300台以上の端末へ送付可能な体制）を有している唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 （電話：053-457-2452）
307	令和8年度 浜松駅北口広場昇降機設備保守点検監視業務	日本オーチス・エレベータ株式会社 静岡支店	R8. 4. 1	2,890,800	昇降機に備えられた遠隔監視システム(24時間監視)を利用することで、有事におけるコールセンターからの直接誘導や緊急時に対する迅速な専門技術者の派遣体制も整っており、安定的な保守管理が可能である。 このシステムは、昇降設備の設置業者である当該業者が開発した独自技術であり、他者では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部中央土木整備事務所 （電話：053-457-1018）
308	（一括）令和8年度浜松市助信駅西側自由通路ほか18施設昇降機設備保守点検業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社静岡支店	R8. 4. 1	28,406,400	本業務委託は、昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全を行っている。 これは設備設置業者が開発した独自技術によるものであるため、効果的な点検を実施できるのは当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部中央土木整備事務所 （電話：053-457-1018）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
309	令和8年度浜松駅前広場等施設管理業務	一般財団法人浜松まちづくり公社	R8. 4. 1	104, 566, 000	本市の玄関口である浜松駅前広場は、大勢の市民が利用する都市施設であり、利用者の安全確保に万全な管理体制を取らなければならない。また、中央部のバスターミナル施設は、当該公社が所有するバス事業施設や管理事務所等と、浜松市が所有する地下広場、エレベーター、公衆トイレ等とが混在していることから、バスターミナル施設の供用開始時から、管理事務所を所有する公社が一体的、包括的に管理してきた。 公社は、自らが所有する管理事務所並びにバス事業施設の維持管理を実施しており、現場・施設の状況を熟知し、バスターミナル施設を含めた浜松駅前広場の施設管理を一体的に実施する能力を有している。また公社所有の管理事務所には、浜松市が所有するトイレの警報器や監視カメラモニターなど重要な設備が集約されており、昼夜間における監視警備を公社職員又は警備員が実施しており、当業務を効率的に実施できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部中央土木整備事務所 （電話：053-457-1018）
310	令和8年度市単独土木施設災害復旧事業(国)152号(秋葉トンネル)地すべり調査業務委託	株式会社建設技術研究所静岡事務所	R8. 5. 25	14, 630, 000	本業務は令和2年度から実施している地すべり対策事業の完了を見据えた業務であり、地すべりの概成およびそれに伴う雨量規制等の解除を目的とし、地すべり対策委員会への報告・対応が非常に重要となる。 過年度実施済の観測データに加え、今後集約する観測データの解析結果を適宜委員会へ報告し、必要に応じて観測機器および解析方法の見直しを行うなど、迅速かつ手戻りのない対応が求められ、現地状況および過去の委員会対応の内容を熟知している当該業者でなければ、円滑に業務を実施することが困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部天竜土木整備事務所 （電話：053-926-1561）
311	令和8年度浜松市消防庁舎自家用電気工作物保安管理業務（一括）	一般財団法人中部電気保安協会 浜松営業所	R8. 4. 1	4, 377, 230	消防業務に支障をきたさないよう、市内の各地に支店を有し、24時間体制で市内全域を迅速かつ的確に対応できる組織体制を整備している者は、同社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局消防総務課 （電話：053-475-7523）
312	令和8年度消防指令用アンブ保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R8. 4. 1	4, 180, 000	消防指令用アンブは、当該業者が構築した消防指令管制システムにて用いる機器である。このアンブの動作の安全性・確実性を担保することができるのは、システムを構築した当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局情報指令課 （電話：053-475-7551）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
313	令和8年度消防指令用アンブ交換業務	N E C ネットエスアイ株式会社 静岡支店	R8. 6. 19	3,705,900	消防指令用アンブは、日本電気株式会社が構築した消防指令管制システムにて用いる機器である。このアンブの動作の安全性・確実性を担保することができるのは、システムを構築した同社グループの保守部門である当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局情報指令課 (電話：053-475-7551)
314	浜松市立小中学校備品管理システム（SaaS）運用保守業務	N T T 西日本株式会社 静岡支店	R8. 4. 1	10,835,000	現在稼働している備品管理システム「備品5Go」は、令和6年度に公募型プロポーザルにより選定、構築した。 当該事業者は「備品5Go」の設計、構築等を行っており、運用保守は同社しか対応できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2402)
315	浜松市放課後児童会医療的ケア児看護業務(気賀小)	株式会社アンフィニ	R8. 4. 1	7,352,400	配置される看護職員は他の支援員とともに児童会業務に従事するため、対象児童が利用する児童会の運営受託事業者が配置することが適切であるため。 (令和5年9月6日契約「浜松市てんばく放課後児童会ほか10施設運営業務」において受託事業者が配置することを規定済)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 (電話：053-457-2423)
316	浜松市放課後児童会医療的ケア児看護業務(富塚西小)	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	R8. 4. 1	16,737,600	配置される看護職員は他の支援員とともに児童会業務に従事するため、対象児童が利用する児童会の運営受託事業者が配置することが適切であるため。 (令和5年9月13日契約「浜松市こりす放課後児童会ほか17施設運営業務」において受託事業者が配置することを規定済)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 (電話：053-457-2423)
317	浜松市立上島小学校夏休み臨時放課後児童会ほか2施設運営業務	株式会社明日葉	R8. 4. 1	5,810,853	令和6年度以降の上島小学校区の放課後児童会の運営は、浜松市あおぞら放課後児童会ほか14施設運営業務委託契約を当該業者が受託しており、同一小学校区の児童会との連携や開設準備、円滑な運営を行うには、同一業者による一体的な対応が適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 (電話：053-457-2423)
318	浜松市立赤佐小学校夏休み臨時放課後児童会運営業務	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	R8. 4. 1	2,140,000	令和6年度以降の赤佐小学校区の放課後児童会の運営は、浜松市浜名第一ビーバークラブほか24施設運営業務委託契約を当該業者が受託しており、同一小学校区の児童会との連携や開設準備、円滑な運営を行うには、同一業者による一体的な対応が適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 (電話：053-457-2423)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
319	浜松市いなほ第3放課後児童会運営業務	株式会社明日葉	R8. 4. 1	7, 012, 521	令和6年度以降の飯田小学校区の放課後児童会の運営は、浜松市にしのこ放課後児童会ほか22施設運営業務委託契約を当該業者が受託しており、令和8年4月からの開設にあたり、開設準備及び運営を速やかに行うには、同一業者による一体的な対応が適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 (電話：053-457-2423)
320	浜松市かもこの第2放課後児童会運営業務	シダックス大新東 ヒューマンサービス株式会社	R8. 5. 18	8, 590, 000	令和6年度以降の鴨江小学校区の放課後児童会の運営は、浜松市とみつか放課後児童会ほか21施設運営業務委託契約を当該業者が受託しており、令和8年6月からの開設にあたり、開設準備及び運営を速やかに行うには、同一業者による一体的な対応が適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 (電話：053-457-2423)
321	浜松市放課後児童会保護者負担金徴収管理システムサービス提供業務	N T T ファイナンス株式会社	R8. 4. 1	20, 479, 800	本システムは当該業者が著作権を有しており、システム及びデータに関する保守や提供は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 (電話：053-457-2423)
322	浜松市水窪放課後子供教室推進事業業務	特定非営利活動法人まちづくりネットワーク W I L L	R8. 4. 1	3, 772, 000	当該団体は、地域活動の充実化等を目的に掲げて活動しており、水窪地域の実情を十分に把握している活動目的の1つに「子どもの健全育成を図る活動」を掲げており、学校との連携も密である（平成25年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に水窪地域を活動拠点として活動する団体がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 (電話：053-457-2423)
323	浜松市はるの放課後子供教室（犬居地区）推進事業業務	S u n S u n クラブ	R8. 4. 1	3, 023, 171	当該団体は、春野地域において放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所作り、子どもたちの健やかな成長への支援や豊かな人間性を育むための健全育成を目的として活動しており、春野地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である（平成27年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に春野地域を活動拠点として活動する団体がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 (電話：053-457-2423)
324	浜松市はるの放課後子供教室（気田地区）推進事業業務	S u n S u n クラブ	R8. 4. 1	2, 536, 122	当該団体は、春野地域において放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所作り、子どもたちの健やかな成長への支援や豊かな人間性を育むための健全育成を目的として活動しており、春野地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である（平成27年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に春野地域を活動拠点として活動する団体がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 (電話：053-457-2423)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
325	浜松市しもあたご放課後子供教室推進事業業務	下阿多古地区社会福祉協議会	R8. 4. 1	2, 603, 022	当該団体は、下阿多古小学校の児童の放課後等の時間について地域全体で保護育成することを活動目的としており、下阿多古地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（平成28年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に下阿多古地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 （電話：053-457-2423）
326	浜松市伊平放課後子供教室推進事業業務	いーら・みなくる	R8. 4. 1	2, 954, 472	当該団体は、井伊谷小学校の児童の放課後等の時間について地域全体で保護育成することを活動目的としており、伊平地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（令和2年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に伊平地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 （電話：053-457-2423）
327	浜松市奥山放課後子供教室推進事業業務	奥山の子を育てる会	R8. 4. 1	3, 094, 739	当該団体は、健全な奥山の子どもを育て、住みよい郷土奥山をつくることを目的としており、奥山地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（令和2年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に奥山地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 （電話：053-457-2423）
328	浜松市引佐北部放課後子供教室推進事業業務	特定非営利活動法人ひづるしい鎮玉	R8. 4. 1	3, 263, 751	当該団体は、鎮玉地域住民及び周辺住民に対し、地域の活性化、交流人口や定住人口の増加及び環境の保全・再生に寄与することを目的とした事業を実施しており、当該地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（令和4年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に鎮玉地域（引佐北部小中学校区）を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 （電話：053-457-2423）
329	令和8年度浜松市認定地域クラブ活動「はまクル」相談窓口設置及び運営業務	アスフィール株式会社	R8. 4. 1	6, 600, 000	今回設置する相談窓口は、地域クラブポータル（地域クラブ認定申請、指導者人材バンク申請等含む）の運用と関連があり、多くの問合せが予想される同ポータルサイトの利用等に関する相談にも対応する仕様としており、指導者人材バンク（指導者情報の検索・マッチング）、応援企業マッチングサイト（地域資源との連携情報）等についての知識が必要である。 加えて地域クラブポータルの運用にあたり、4月中旬から地域クラブの認定申請を行い、順次ポータルサイトに認定地域クラブの情報を掲載していくスケジュールを想定した場合、当該業者以外に対応できる事業者はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部学校・地域連携課 （電話：053-457-2405）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
330	中郡中学校他3校 昇降機設備保守点検業務	株式会社日立ビルシステム 中部支社	R8. 4. 1	2, 748, 240	保守点検の対象となる昇降機が主に日立ビルシステム製のものであり、また遠隔監視装置に遠隔対応や自動診断復旧の機能を求めていることにより、当該保守点検業務を行うことができるのは当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話053-457-2403)
331	令和8年度 教職員等ストレスチェック業務	株式会社フジEAPセンター	R8. 4. 1	6, 310, 784	①ストレスチェックの実施に対する検査方法や高ストレス者の選定方法、集計、分析、評価等、専門的な知識を有していること。 ②これまでの集計や分析を生かし、受検者だけでなく学校毎の経年的変化を把握できること。 ③標準的なストレスチェックの項目に教職員独自の質問項目を追加することができる等、柔軟な対応が出来ること。 ④産業医の面接場所等について、面接希望者にとって相談しやすく、またプライバシーが守られるような面接環境が整えられていること。 以上、全ての要件を満たしているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教職員課 (電話：053-457-2408)
332	令和8年度浜松市教員採用等案内作成及び教員の魅力を伝える広報業務	株式会社エイエイピー 浜松支店	R8. 6. 24	4, 107, 400	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社エイエイピー浜松支店（641点） 2位：B社（623点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教職員課 (電話：053-457-2408)
333	令和8年度教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会教員採用選考試験問題作成事業業務	公益財団法人日本人事試験研究センター	R8. 6. 30	2, 071, 375	教員採用選考試験の第1次選考筆記試験については、職員の問題作成業務の負担軽減、試験内容の質の向上及び経費削減のため、51自治体で構成された「教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会」にて決定した事業者と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教職員課 (電話：053-457-2408)
334	令和8年度はままついじめアンケート業務	スタンドバイ株式会社	R8. 4. 1	12, 474, 660	当該業者は令和5年度以降本事業を受託しており、いじめリスクアセスメントアンケートを複数回実施した学校では、リスクレベル（いじめ発生）の減少傾向が認められる。これは、継続利用によるデータ蓄積に基づいた分析精度の向上、効果的な活用、早期対応の達成等によるものと推測されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2411)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
335	令和８年度小中学校図書管理システム運用保守業務委託	株式会社内田洋行 営業支援統括グループ	R8. 4. 1	17, 355, 360	運用中の学校図書管理システムは、公募型プロポーザルにて選定された当該業者が設計・構築等を行った。同システムの運用保守については、システム構築を行った同社でなければ行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育センター（電話：053-439-3120）
336	浜松市立小中学校訪問看護業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R8. 4. 1	3, 482, 600	医療的ケアを受ける児童生徒及びその保護者と信頼関係を築き、学習や生活面での自立を促すよう学校と密に連携して支援を行うことが必要であり、その条件を満たす事業者は、専門的な知識に詳しく医療小児の医療的ケアが実施でき発達面の知識も豊富な当該訪問看護ステーションのみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課（電話：053-457-2428）
337	(一括)令和8年度 浜松市天竜区天竜地区通学バス校(園)外学習運行管理業務	遠州鉄道株式会社	R8. 4. 8	2, 242, 240	当該業者は、天竜区天竜地区通学バス運行管理業務の受託者として当委託業務に使用する車両の運行管理を行っており、各日の登下校便の運行時刻を把握していることから、校外学習を含め総合的に運行管理が可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課（電話053-457-2406）
338	浜松市学校給食費等債権回収等業務	弁護士法人公園通法律事務所	R8. 6. 1	15, 344, 620	本業務は債務者の生活状況等のきめ細やかな聴取からのちの分納交渉に繋げ、債権放棄や法的措置への移行の根拠となる最終報告書作成を含む仕様である。 相手方の代表弁護士は、総務省自治大学校や各省庁、全国の研修機関等で自治体債権管理の講師を歴任し、専門実務書を多数編著している。さらに全国の自治体で高額滞納訴訟代理人や実務指導を重ねた豊富な実績と知見を有しており、本業務を確実に履行できるものとして最善の事業者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部健康安全課（電話：053-457-2422）
339	浜松市学校給食用食材調達業務	公益財団法人静岡県学校給食会	R8. 4. 1	4, 335, 300, 293	地域の生産、流通業者等と十分に連携し、食材の安定供給が可能であり、市内に拠点となる支部があることで休校や異物混入等の迅速な対応が求められる事象に対しても即時対応可能な体制ができているため。 また、地産地消などに関する教育事業を実施しており、「カロリーメイク」（発注食材の数量等を管理するシステム）を使用することにより、献立作成、食材発注が効率的に処理でき、栄養教諭・学校栄養職員の業務負担の軽減を図ることができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部健康安全課（電話：053-457-2422）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
340	令和8年度 浜松市立高等学校資産管理システム及び情報機器等運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R8. 4. 1	5, 899, 960	資産管理システムや本校情報機器等賃貸借物件の導入設定業務等を実施している。日々の授業や校務などを円滑に行うためには、これら情報機器等の運用保守を迅速かつ適正に行う必要があることから、導入設定業務を行った同社でのみ可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校（電話：053-453-1105）
341	令和8年度 浜松市立高等学校校内ネットワーク機器等運用保守業務	西日本電信電話株式会社 静岡支店	R8. 4. 1	4, 319, 700	ネットワーク再構築はデジタル機器全般に影響を及ぼすものであり、スムーズかつ適正な更新・再構築が求められる。また、作業においては本校の構成のみならずネットワーク環境の課題等に精通している必要がある。専門的な知識のみならず、本校の構成を熟知し安全・確実なネットワーク環境再構築のためには、現行機器を保守している同社でのみ可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校（電話：053-453-1105）
342	浜松市インターンシップ（キャリア教育）広報業務	株式会社マイナビ	R8. 4. 1	3, 124, 000	マイナビ就職情報サイトは掲載企業数約3万社・登録学生数約59万人（マイナビ2026実績）を誇る業界最大級の就職情報サイトである。当該サイトを活用することで、浜松市役所のインターンシップ情報を多くの学生に周知できる。また、マイナビ主催イベントへの参加に関し、当該サイトを通じた集客を行うことで、イベントに参加した学生等の情報を取得できるほか、メッセージの送付などイベント終了後も継続的な接点をもつことができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人事委員会事務局（電話：053-457-2201）
343	R8年度 休日及び夜間修繕待機業務(住吉)	浜松上下水道協同組合	R8. 4. 1	9, 998, 010	休日及び夜間に係わる待機業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、調達方針に則り地域に密着した複数の指定工事業者で構成されている浜松上下水道協同組合以外は対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部水道工事課（電話：053-474-7911）
344	令和8年度 常光浄水場外電気設備・計装機器保守点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 静岡支社	R8. 4. 1	7, 865, 000	既存の設備・システム等の保守、改修その他の連携業務等で、当該設備・システム開発者等特定の者が行うのであれば、その使用に著しい支障が生じるおそれがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部浄水課（電話：053-436-1307）
345	令和8年度 大原浄水場外計装機器保守点検業務	株式会社静岡日立	R8. 4. 1	7, 260, 000	既存の設備・システム等の保守、改修その他の連携業務等で、当該設備・システム開発者等特定の者が行うのであれば、その使用に著しい支障が生じるおそれがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部浄水課（電話：053-436-1307）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
346	令和８年度 大原浄水場外薬品注入設備点検業務	月島ジェイアクアサービスマシナリ株式会社	R8. 4. 20	3, 960, 000	当該設備機器は、当該業者が製作、設置したものであり、特別な部品の調達及び点検並びに運転の安全性や信頼性を確保するために特別な技術が必要となるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
347	令和８年度 委託第9号 中部浄化センター計装設備及び運転管理システム保守点検業務	株式会社静岡日立	R8. 4. 1	35, 750, 000	中部浄化センター計装設備及び運転管理システムは、当該業者が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術を必要とするため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631)
348	令和８年度 委託第11号 中部浄化センター下水処理計装設備保守点検業務	メタウォーター株式会社静岡営業所	R8. 4. 1	4, 730, 000	中部浄化センターは、当該業者が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術を必要とするため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631)
349	令和８年度 委託第17号 中部浄化センター焼却灰運搬業務	東海運株式会社 東京陸運事業部	R8. 4. 1	4, 417, 000	浜松市又は静岡県及び指定の処分場所在地の産業廃棄物収集運搬業許可証（産業廃棄物の種類：ばいじん）を有し、中部浄化センターの焼却灰の搬出設備に対応可能であり、かつ、焼却灰の再資源化処分を行う予定の産業廃棄物処分場の搬入設備に適合する粉粒体運搬車両を所有する唯一の入札参加資格登録業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631)
350	令和８年度における浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業に係る技術的援助に関する年度協定	日本下水道事業団	R8. 4. 1	25, 080, 000	当該地方共同法人は、日本下水道事業団法に基づき、下水道の整備の促進という地方公共団体の共通の利益の実現のために、下水道の根幹的施設の建設、維持管理等の業務について地方公共団体を代行・支援する唯一の機関として設立された。浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業(西遠コンセッション)の第三者モニタリング(履行監視) 機関として、経営、改築及び維持管理の各事業について市によるモニタリングと同じ視点が必要であり、客観的かつ専門的な知見を有し、対応ができる唯一の者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631)
351	令和８年度 休日及び夜間修繕待機業務（浜北地域）	浜北上下水道協同組合	R8. 4. 1	7, 873, 580	休日及び夜間に係わる待機業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、調達方針に則り地域に密着した複数の指定工事業者で構成されている浜北上下水道協同組合以外は対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話：053-525-6081)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
352	令和8年度 休日及び夜間修繕待機業務（細江・引佐・三ヶ日地区）	細江町水道工事協同組合	R8. 4. 1	9, 939, 490	休日及び夜間に係わる待機業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、調達方針に則り地域に密着した複数の指定工事業者で構成されている細江町上下水道協同組合以外は対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 （電話：053-525-6081）
353	令和8年度 上水道施設遠方監視設備点検業務	シンク・エンジニアリング株式会社 浜松営業所	R8. 6. 25	4, 840, 000	特別な技術、装備・部品、調達ルート等を必要とし、他の者では履行することができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 （電話：053-525-6081）
354	令和8年度 天竜区内水道施設管理業務	天竜北遠上下水道協同組合	R8. 4. 1	64, 900, 000	施設管理において、各施設で発生しうる事故等に迅速かつ広域的に緊急対応が求められるため、各地区に組合員が配置されている組合以外では対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 （電話：053-922-0035）
355	令和8年度 休日及び夜間修繕待機業務（天竜区）	天竜北遠上下水道協同組合	R8. 4. 1	8, 800, 000	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、上下水道の指定工事業者で構成されている組合以外は対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 （電話：053-922-0035）
356	令和8年度 両島・落合石神・上市場農業集落排水処理施設 汚泥収集運搬業務	株式会社ハマエイ	R8. 4. 1	8, 459, 000	一般廃棄物の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 （電話：053-922-0038）
357	令和8年度 都田地区農業集落排水処理施設 汚泥収集運搬業務	一般財団法人浜松市清掃公社	R8. 4. 1	3, 088, 800	一般廃棄物の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 （電話：053-922-0038）
358	令和8年度 天竜区内遠方監視装置及び計装設備（一般計器）点検業務	シンク・エンジニアリング株式会社 浜松営業所	R8. 6. 25	11, 770, 000	既存の設備・システム等の保守業務は、当該設備・システム開発をした者が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 （電話：053-922-0035）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
359	令和8年度中地域行政連絡業務	中地域自治会連合会	R8. 4. 1	135, 944, 900	地域に密着した住民組織である当該団体は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区区振興課 （電話：053-457-2210）
360	令和8年度 浜松市犀ヶ崖資料館維持管理運営業務	浜松観光ボランティアガイドの会	R8. 4. 1	6, 904, 000	当業務は、単に資料館の維持管理を行うだけでなく、三方ヶ原の合戦や遠州大念仏などの郷土の歴史や文化について来場者に説明・案内することが最も重要な業務であり、浜松市の文化や歴史を熟知したスタッフを多く抱える団体は、当該団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区まちづくり推進課 （電話：053-457-2779）
361	令和8年度浜松市三方原協働センター管理運営及び講座等開催業務	浜松北地域まちづくり協議会	R8. 4. 1	7, 349, 000	本事業は、三方原協働センターを地域活動の拠点として、更なる利用促進と、それによる地域コミュニティの強化を目的とするものであり、地域の実情を熟知している地域団体に運営を委ねることが前提である。 当該団体は、三方原地区、都田地区及び新都田地区の有志住民が協力して立ち上げた任意団体である。協議会が独自に地域住民や児童及び学生を対象とした講座や展示等の開催を多数行っており、開催方法についても、地域住民を起用したり近隣大学や図書館と連携するなど公民館（協働センター）運営の主目的である住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」機会を設け、人づくり・地域づくりをすることに合致しており、当該地域内に本業務を遂行できる団体は他に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区まちづくり推進課 （電話：053-457-2779）
362	令和8年度東地域行政連絡業務	東地域自治会連合会	R8. 4. 1	57, 744, 900	地域に密着した住民組織である当該団体は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものがなく、また住民組織へ委託することにより配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区東行政センター （電話：053-424-0164）
363	令和7年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務	一般社団法人舞阪町観光協会	R8. 4. 1	21, 389, 940	弁天島海浜公園では、通常の公園敷地管理のほか、公衆トイレ等の施設保守、植栽維持管理、海水浴場管理運営及び自転車ターミナル管理運営を適正に行うことに加え、表浜名湖の玄関口としての地域特性を的確に捉え、訪れた観光客に地場産品や観光情報等を提供することや、地元関係団体及び地元自治会等と調和を図ることが必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1150）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
364	令和7年度浜松市弁天島駅前観光案内所管理運営業務	一般社団法人舞阪町観光協会	R8. 4. 1	2, 889, 920	当該団体は、日ごろより地域観光のマーケティングを行っており、収集した情報やそれに基づいた観光協会独自の分析、見解を活かした観光業務等が期待できる。 また窓口業務を実施しており、舞阪町観光協会事務局より地域の観光情報や、観光案内に熟知した職員を派遣することで、弁天島海浜公園と観光情報を共有し、観光客が求める最新で正確な地域の観光案内を提供できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 (電話：053-597-1150)
365	令和8年度西地域行政連絡業務	西地域自治会連合会	R8. 4. 1	41, 786, 100	地域に密着した住民組織である当該団体は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面から他に代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター (電話：053-597-1112)
366	令和8年度浜松市和地協働センター運営及び講座等開催業務	社団和地地区コミュニティ協議会	R8. 4. 1	6, 111, 000	当該団体は、平成30年度から和地協働センターの運営業務と講座開催業務を受託してきた実績がある。本事業の受託者として最適であり、また、地域内に本業務を遂行できる団体は他に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 (電話：053-597-1117)
367	令和8年度浜松市伊佐見協働センター運営及び講座等開催業務	伊佐見地区コミュニティ協議会	R8. 4. 1	7, 405, 000	当該団体は、令和4年4月1日から伊佐見協働センターの運営及び講座等補助業務を受託し、令和5年4月1日からは伊佐見協働センターの運営及び講座等開催業務を受託してきた実績がある。本事業の受託者として最適であり、また、地域内に本業務を遂行できる団体は他に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 (電話：053-597-1117)
368	令和8年度浜松市庄内協働センター運営及び講座等開催業務	特定非営利活動法人ブラット庄内	R8. 4. 1	7, 547, 000	当該団体は、令和5年10月1日から庄内協働センターの運営業務を受託し、令和6年4月1日より講座等開催業務を受託してきた実績がある。本事業の受託者として最適であり、また、地域内に本業務を遂行できる団体は他に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 (電話：053-597-1117)
369	令和8年度浜松市舞阪表浜駐車場使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	R8. 4. 1	3, 339, 996	駐車場ゲート機器の保守と機器による使用料徴収には、設置業者である当該業者による専門的な知識が必要なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 (電話：053-597-1117)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
370	令和８年度浜松市弁天島海浜公園駐車場使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	R8. 4. 1	5, 016, 000	駐車場ゲート機器の保守と機器による使用料徴収には、設置業者である当該業者による専門的な知識が必要なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1117）
371	令和８年度浜松市舘山寺西海岸清掃業務	舘山寺温泉観光協会	R8. 5. 19	4, 856, 500	舘山寺の西海岸には特に大雨、台風等の夏季に多くの自然漂着物が流れ着く。舘山寺温泉観光協会は地元拠点をおき、常に海岸の状況を把握でき観光資源の保全意識が高い。また台風や大雨後には迅速かつ円滑に海岸清掃に対応することもできる。更に地域と連携し意見、要望の窓口を担うことも可能であり、以上の事柄を一体的に対応できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1117）
372	令和８年度浜松市舘山寺ターミナル施設管理運営業務	舘山寺温泉観光協会	R8. 4. 1	2, 029, 500	舘山寺ターミナルは公共駐車場を併設しており、一般車の駐車場及び観光バスの発着場となっており、利用者は観光客が中心である。当該施設の管理運営には、舘山寺周辺の観光施設・宿泊施設の状況を常に把握し、最新の情報を観光客に提供しなければならない。この業務を行うことができるのは年中無休（※年末年始を除く）で運営し地域の観光案内に精通しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1117）
373	令和８年度 浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地保護業務	特定非営利活動法人サシクチュアリーエヌピーオー	R8. 4. 1	7, 764, 000	アカウミガメの生態等に精通し、本地域でアカウミガメの保護活動を実施できる唯一の団体であり、本事業を継続して受託し着実な実績をあげている。団体独自で自然観察会や体験教室等の活動も行っており、これらのノウハウを活かした啓発活動の実施も可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区南行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-425-1382）
374	令和８年度南地域行政連絡業務	南地域自治会連合会	R8. 4. 1	41, 127, 000	地域に密着した住民組織である当該団体は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。また、住民組織へ委託することにより配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区南行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-425-1382）

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
375	令和8年度浜名区役所庁舎管理業務	株式会社なゆた浜北	R8. 4. 1	3, 175, 741	なゆた浜北は複合施設であり、区役所の専有部分のみを切り離して業務を委託することは施設の管理上難しい。 設備等を制御する機械は区役所専有部外にあり、日常の運転及び障害時の対応においても中央監視室をはじめとした当該業者の連携が不可欠であるため。 ・当該業者は、「なゆた浜北管理規約」第30条で区分所有法に規定する管理者となっている。 ・「なゆた浜北管理規約」第20条で「専用部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理者がこれを行うことができる。」と規定されている。 ・「なゆた・浜北」の施設管理は、24時間体制で地下1階の中央監視室で共用部分、専用部分等を集中管理している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区区振興課 (電話：053-585-1146)
376	令和8年度浜北地域行政連絡業務	浜松市浜北地域自治会連合会	R8. 4. 1	37, 013, 100	文書の配布や回覧、地域に関する調査等を円滑に進めるためには、地域に密着している必要があり、自治会以外に適当な組織は見当たらない。 また、自治会へ委託することで、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなどによる地域コミュニティの形成や維持といった副次的効果も見込まれるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区区振興課 (電話：053-585-1143)
377	浜松市浜北温泉施設あらたまの湯保守管理業務	浜名梱包輸送株式会社	R8. 4. 1	17, 879, 999	あらたまの湯は平成22年度以降浜名梱包輸送株式会社が指定管理者として管理運営に携わり、設備構成、運転稼働状況、及び不具合対応を把握している唯一の業者である。 本業務は修繕工事と並行して実施する必要がある、工事業者との調整及び設備保全を一体的に行えるのは当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区まちづくり推進課 (電話：053-585-1220)
378	浜松市亀玉協働センター及び浜松市中瀬協働センター昇降機設備保守点検業務	フジテック株式会社静岡支店	R8. 4. 1	7, 854, 000	各施設昇降機に設置された遠隔監視装置及び通報装置（インターホン）は設置業者独自のシステムであり、設置業者以外では適切な使用や処置を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)
379	令和8年度北地域行政連絡業務	北地域自治会連合会	R8. 4. 1	34, 941, 990	当該団体は、地区ごとの単位自治会で構成する住民組織であることから、既に地域ネットワークが確立しており、住民との密接度において他に代わるものがないため。 また、本業務に求められる迅速性・正確性・経済性の面で最良であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区北行政センター 地域振興担当 (電話：053-523-1168)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
380	令和８年度奥浜名湖ツーリズムセンター運営業務	奥浜名湖観光協会	R8. 4. 1	2, 904, 000	当該団体は、奥浜名湖ツーリズムセンターが設置された天竜浜名湖鉄道気賀駅舎内に事務所を置き、奥浜名湖地域の観光施設等の団体と緊密に連携し、観光情報を迅速かつ適切に収集し発信することができる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区北行政センター まちづくり推進担当 (電話：053-523-1114)
381	令和８年度 浜松市三ヶ日支所管理運営及び講座等開催業務	三ヶ日まちづくり協議会	R8. 4. 1	6, 910, 000	本業務は、三ヶ日支所の管理運営及び講座等の開催業務を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設利用の増加とそれに伴う地域住民の交流の拡大を図ることを目的としている。 この目的を達成するには、地域内で活動しているコミュニティ組織であることに加え、地域の住民により運営されている組織であることが求められる。 当該組織は、地域住民との協働による住みよい街づくりを目的に平成24年設立された組織で、地域の住民により運営されている地域内唯一の組織であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区三ヶ日支所 (電話：053-524 -1111)
382	北遠地域民放中波ラジオ送受信施設定期点検業務	株式会社テクノバ	R8. 4. 1	2, 239, 270	本業務は、ＳＢＳラジオ中波放送を行う中波ラジオ送受信施設の保守点検業務であり、作業は放送を停止せず実施する必要があることから、当該送受信施設の仕様を熟知し、不測の事態に対しても早急に対応できる者が現地で実施する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区振興課 (電話：053-922-0013)
383	令和８年度天竜地域行政連絡業務	天竜地域自治会連合会	R8. 4. 1	28, 856, 960	本業務は、市からの配布物（緊急的な周知が必要な物等）の配布や調査及び連絡調整等を、地域住民に対し迅速かつ正確に実施することが必要であることから、地域に密着し地域の実情に精通した住民組織が実施する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区振興課 (電話：053-922-0013)
384	天竜ものづくり継承施設管理業務委託	特定非営利活動法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部	R8. 4. 1	7, 068, 999	当該施設は、「浜松市名誉市民である本田宗一郎氏のものづくりの精神を、次代を担う世代に継承していくこと」を目的として整備され、管理運営にあたっては、地域の活性化を図る観点から、地域住民により組織された団体が行うことが適切である。 当該団体は、本田宗一郎氏の偉業を顕彰し、次代を担う世代に継承していくことを設立目的にして地域住民によって設立された団体であり、当該施設の管理者として相応しいため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
385	浜松市龍山森林文化会館管理運営業務	特定非営利活動法人 ほっと龍山	R8. 4. 1	5,357,000	本業務は、浜松市龍山森林文化会館の管理運営を地域組織に委ねることによる地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。 この目的を達成するための団体としては、龍山地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。 この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
386	浜松市水窪文化会館管理運営業務	地域活性化団体よかつらみさくぼ	R8. 4. 1	4,874,000	本業務は、浜松市水窪文化会館の管理運営を地域組織に委ねることによる地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。 この目的を達成するための団体としては、水窪地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。 この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
387	浜松市春野文化センター管理運営業務	特定非営利活動法人春野のえがお	R8. 4. 1	4,780,000	本業務は、浜松市春野文化センターの管理運営を地域組織に委ねることによる地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。 この目的を達成するための団体としては、春野地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。 この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
388	浜松市佐久間歴史と民話の郷会館管理業務	特定非営利活動法人が んばらまいか佐久間	R8. 4. 1	4,279,000	本業務は、当該施設の管理だけでなく、地域の文化芸術活動の拠点および福祉の増進を図るための施設としてさらなる利用促進を図ることを目的としている。これを達成するためには、佐久間地域内で活動し、地域全域の住民により運営されている地域組織に業務を委ねるのが最適である。また、地域を熟知する団体へ委託することにより地域の文化芸術活動の活性化やコミュニティの醸成も期待できる。 この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は、他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
389	浜松市天竜ボート場コース設営業務	有限会社天龍遊船	R8. 4. 1	4,989,600	本業務は、天竜ボート場の管理区域内で行われるものであり、当該業者は当該施設における指定管理者である。当該業者は、モーターボートやフォークリフト、クレーン操作の免許や資格を有しており、コース設営においては必須である。 また、天候や突発的な豪雨によるダム放流など河川の状況に左右される作業であるため、状況に応じた対応が必要であり、当該施設の管理者以外にできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0072)

番号	②業務委託の名称	③契約相手方の名称	④契約日	⑤契約金額(円)	⑥随意契約の理由	⑦根拠法令等	⑧担当課（施設）
390	浜松市天竜ツーリズムセンター運営業務委託	天竜区観光協会	R8. 4. 1	6,688,240	天竜区の持続可能な発展において、観光業は森林と並ぶ地域の柱である。観光業の振興を図るためには、観光案内業務により天竜ツーリズムセンターを設置・運営し、広範囲に点在する観光資源を面として繋ぎ、滞在時間の延長と消費機会の創出を戦略的に作り出す必要がある。 当該団体は、天竜二俣だけでなく、龍山、水窪、春野の北遠各地の拠点をもち、天竜区各地の観光情報の情報収集や観光案内、情報発信、来訪者への問い合わせ等に的確に対応することができる唯一の団体であるとともに、北遠各地に拠点を持っていることで、コスト的に優位な業務実施が可能な団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0033)
391	浜松市横山バス待合所外25施設浄化槽保守点検及び清掃業務	株式会社ハマエイ	R8. 4. 1	5,040,200	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される「し尿及び浄化槽汚泥（一般廃棄物）」の清掃を天竜区内で行うことのできる唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0027)
392	令和8年度ローカルコープ構想推進事業業務	株式会社paramita	R8. 5. 1	15,180,000	ローカルコープ構想推進のため、令和7年度はブランドデザイン作成、法人立ち上げ及び実証・実装準備を同社と契約しており、令和8年度も継続的に発展させる業務として、過去の業務から積み上げた自分ごと化会議や地域団体への聞き取り等の基礎資料を活用できる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区水窪支所 (電話：053-982-0001)